

人権・同和問題に関する
市民意識調査報告書

令和3年3月



佐 賀 市

目次

I 人権・同和問題に関する市民意識調査の概要	1
------------------------	---

II 調査結果

(1) 人権問題全般について

質問1 あなたは、人権・同和問題に関心を持っていますか	2
質問2 あなたは、今、自分の人権が守られていると思いますか	3
質問3 あなたはこの5年以内に、他人の人権を傷つけたことがあると思いますか	3
質問4 あなたはこの5年以内に、人権侵害を受けたことがありますか	4
質問5 あなたがこの5年以内に、受けたり、見たり、聞いたりした最も印象に残る人権侵害はどのような内容ですか	4
質問6 あなたがこの5年以内に、人権侵害を受けたり、見たり、聞いたりする中で最も印象に残る人権侵害はどのような場面ですか	5
質問7 もし、あなたが人権侵害を受け、自分ひとりでは解決できないと判断したときにどうしますか	5
質問8 あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査や信用調査をすることにどうお考えですか	7
質問9 佐賀市では平成26年7月から本人通知制度を導入しています。本人通知制度を知っていますか	7

(2) 様々な人権問題について

質問10 今の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものを選んでください	8
質問11 女性の人権についておたずねします	9
質問12 子どもの人権についておたずねします	9
質問13 高齢者の人権についておたずねします	10
質問14 障がいのある人の人権についておたずねします	10
質問15 外国人の人権についておたずねします	11
質問16 災害(地震や大雨など)に伴う人権問題についておたずねします	11
質問17 性的指向・性自認(LGBTs)などに関する人権侵害の問題についておたずねします	12
質問18 インターネットによる人権侵害の問題についておたずねします	13
質問19 新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題についておたずねします	14
質問20 人権・同和問題の解決のために、最も効果的であるとあなたが思うのはどれですか	14
質問21 あなたは平成28年4月に施行された「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」を知っていますか	15
質問22 あなたは平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ対策法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」を知っていますか	15
質問23 あなたは平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」を知っていますか	16

(3) 同和問題(部落差別)について

質問24	あなたは旧同和地区に生まれた人たちや住む人たちに対して、今でも差別が続いていることを知っていますか	17
質問25	あなたが、同和問題(部落差別)についてはじめて知ったのはいつごろのことですか	18
質問26	あなたが、同和問題(部落差別)についてはじめて知ったきっかけは次のうちどれですか	19
質問27	あなたは同和問題(部落差別)に関して、現在どのような問題が起きていると思いますか	19
質問28	仮に、あなたが日頃から親しくつきあっている近所の人や職場の人が旧同和地区出身の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか	20
質問29	仮に、あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が旧同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか	21
質問30	あなたは旧同和地区出身の人がどうして差別されるようになったと思いますか	22
質問31	同和問題(部落差別)の解決について、あなたはどうお考えですか	22
質問32	あなたは同和問題(部落差別)を解決するためには、今後どのようなことが必要だと思いますか	23

(4) 啓発活動について

質問33	人権・同和問題を正しく理解してもらうために各種の啓発活動を行っています が、あなたは見たり、聞いたり、読んだり、参加したりしたことがありますか	23
質問34	あなたは人権・同和問題に関する研修会・講演会・大会などに参加したことがありますか	24
質問35	参加したことがある人は、それぞれどんな会場ですか	25
質問36	参加しなかった理由は何ですか	25
質問37	人権・同和問題の理解を深めるために、最も効果的であるとあなたが思うのは どれですか	26
質問38	佐賀市では人権・同和問題について各種啓発を行っています、あなた自身の 人権意識についてどう思いますか	27

(5) 回答者について

Q1	年齢は	27
Q2	地域は	28
Q3	職業は	28

III	まとめ	29
-----	-----	----

IV	講評	31
----	----	----

◎佐賀市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	40
◎人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	41
◎世界人権宣言	43

I 人権・同和問題に関する市民意識調査の概要

(1) 調査の目的

佐賀市では、「佐賀市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定するとともに「第2次佐賀市総合計画（後期基本計画）」において「人権尊重の確立」を重要施策として位置づけています。また、平成31年3月に改訂しました「佐賀市人権教育・啓発基本方針」のもと、「すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる『共生社会の実現』」をめざして、市民の皆様と一体となった人権・同和教育、啓発事業に取り組んでいます。

この「人権・同和問題に関する市民意識調査」は、市民の人権・同和問題についての意識状況を明らかにすることによって、今後の人権・同和教育、啓発事業の効果的な推進を図ることを目的として、昭和61年度から5年毎に実施しています。

(2) 調査の概要

表1 調査の概要

調査地域	佐賀市全域
調査対象	市内に居住する18歳以上
抽出者数	3,500人
抽出方法	地域ごとに住民基本台帳から年齢階層別に無作為抽出
調査方法	郵送による配布、郵送による回収
調査時期	令和2年9月1日～10月15日
回収結果	回収数 1,095人 / 回収率 31.3%

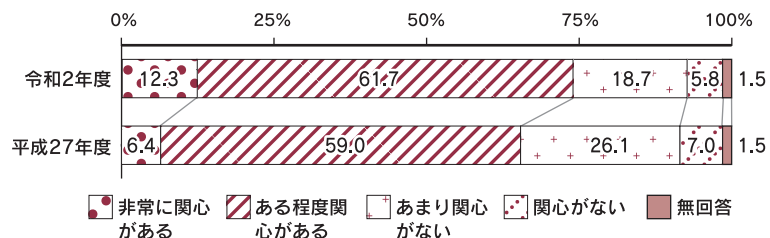
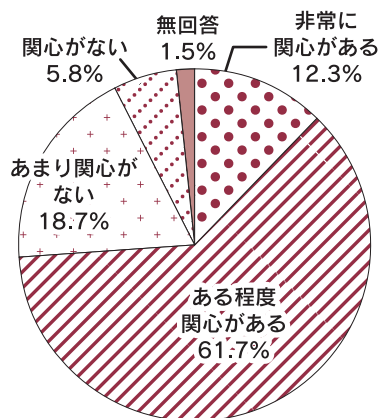
(3) 留意事項

- ・ 比率はすべてパーセントで表し、小数点第2位を四捨五入して算出しました。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 比率は、各質問の「件数」を基数として算出しています。
- ・ 複数回答が可能な質問においても、比率算出の基数は「件数」とし、該当する選択肢に○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。したがって、各選択肢の比率を合計すると100%を超える場合があります。
- ・ 表記の関係上、質問項目を短縮して表示しています。

II 調査結果

(1) 人権問題全般について

質問1 あなたは、人権・同和問題に関心を持っていますか。(○は1つ)



		非常に興味がある	ある程度興味がある	あまり興味がない	関心がない	無回答
全体		12.3	61.7	18.7	5.8	1.5
年代別	18歳～29歳	16.1	64.5	11.8	6.5	1.1
	30歳代	10.0	64.2	20.8	5.0	0.0
	40歳代	12.1	64.3	19.1	4.5	0.0
	50歳代	11.8	67.8	18.4	1.3	0.7
	60歳代	13.1	65.9	16.2	3.5	1.3
	70歳以上	11.9	52.9	22.2	10.3	2.7
無回答		13.3	66.7	6.7	0.0	13.3

人権・同和問題について、「非常に興味がある」と「ある程度興味がある」と答えた人の合計は74.0%で、前回よりも8.6ポイント高くなっています。特に「ある程度興味がある」と答えた人が61.7%と高い割合を示しています。年代別に見ると「18～29歳」の80.6%の人が、人権・同和問題に関心があると答えています。一方、「あまり興味がない」「関心がない」と答えた人の合計は24.5%です。

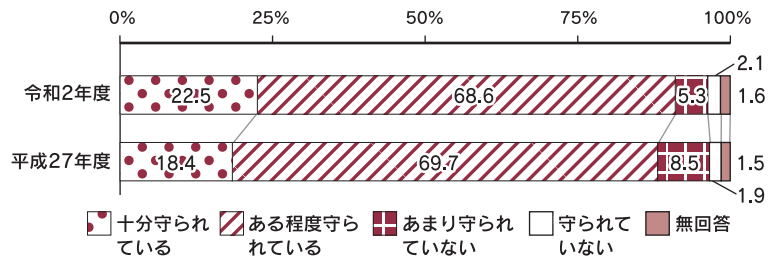
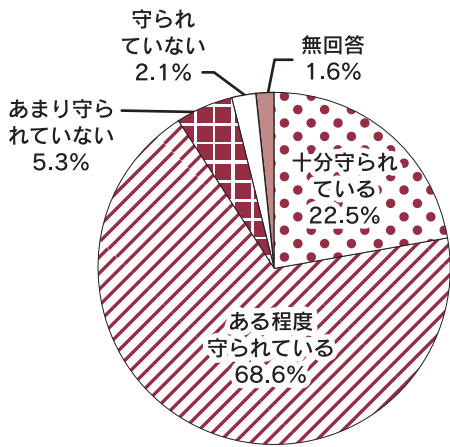
人権・同和問題に関心のない人が一定数います。今後もあらゆる年代において人権・同和問題に関心が高まるように取り組んでいく必要があります。

毎月11日は「人権を考える日」です。

昭和40（1965）年8月11日、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とした「同和対策審議会答申」が出されました。

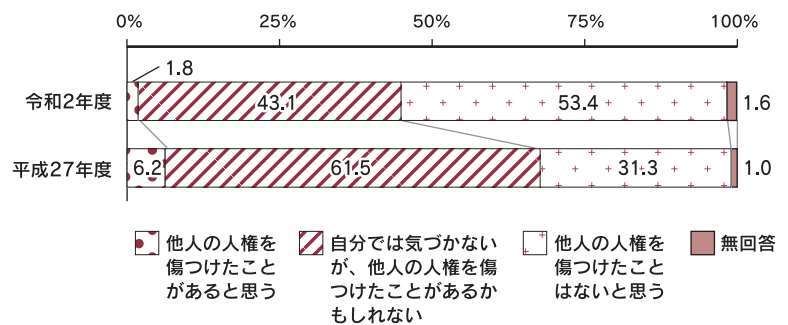
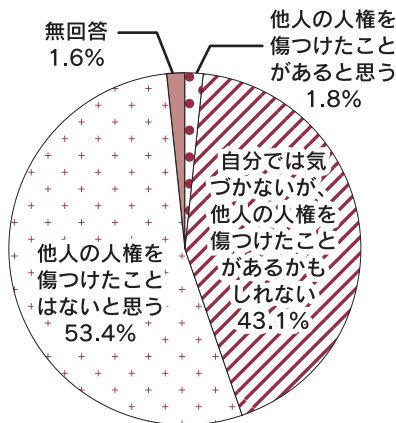
佐賀市では、平成12（2000）年8月から毎月11日は「人権を考える日」と定め、地域や職場、学校、家庭で人権について考える機会をつくり、理解と認識が深まるよう啓発を行っています。

質問2 あなたは、今、自分の人権が守られていると思いますか。(〇は1つ)



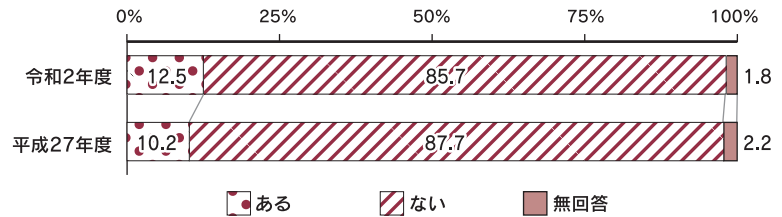
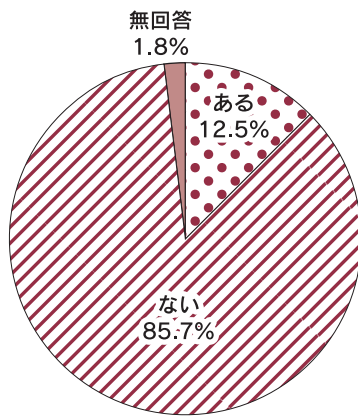
自分の人権が「十分守られている」、「ある程度守られている」と答えた人の合計は91.1%と高い割合を示しています。一方、「あまり守られていない」と「守られていない」と答えた人の合計は7.4%で、人権が守られていないと感じている人がいます。

質問3 あなたはこの5年以内に、他人の人権を傷つけたことがあると思いますか。(〇は1つ)



他人の人権を傷つけたことが、「あると思う」と「あるかもしれない」と答えた人の合計は44.9%です。一方で、「傷つけたことはないと思う」と答えた人は53.4%となっており、前回(31.3%)より22.1ポイント増加しています。

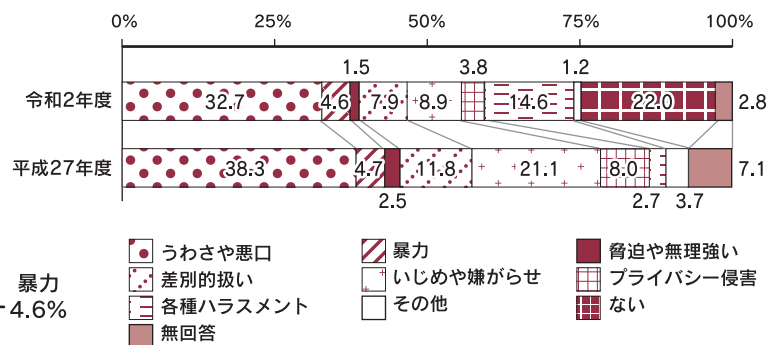
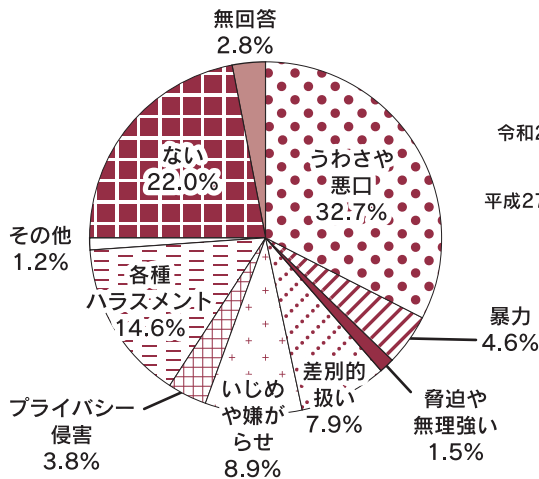
質問4 あなたはこの5年以内に、人権侵害を受けたことがありますか。(○は1つ)



人権侵害を受けたことが「ある」と答えた人の割合は12.5%となっており、前回（10.2%）から2.3ポイント増加しています。

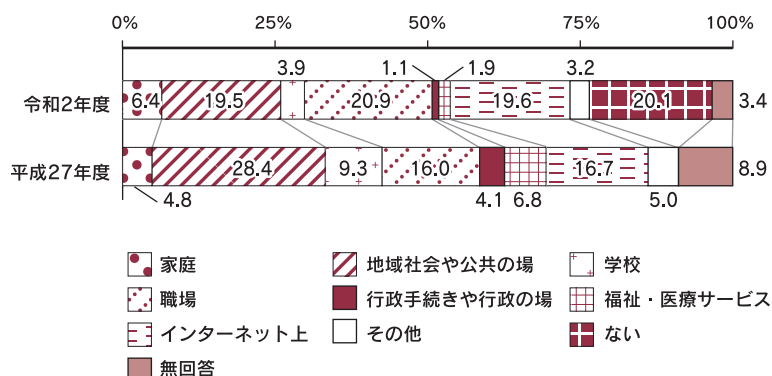
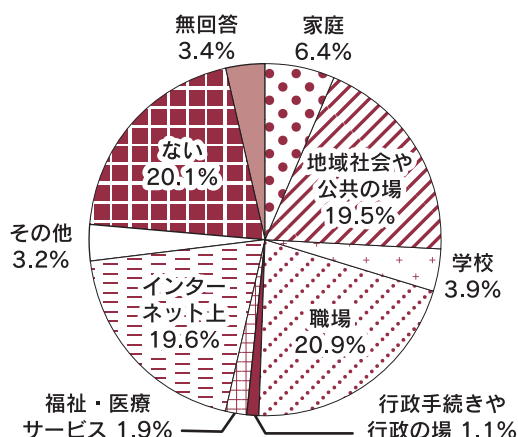
人権侵害が起きないように今後も継続して人権教育・啓発に努めていかなければなりません。

質問5 あなたがこの5年以内に、受けたり、見たり、聞いたりした最も印象に残る人権侵害はどのような内容ですか。(○は1つ)



最も多かった答えは「うわさや悪口」（32.7%）で、次いで「各種ハラスメント」（14.6%）、「いじめや嫌がらせ」（8.9%）の順となっています。「各種ハラスメント」は前回より11.9ポイント増加しています。

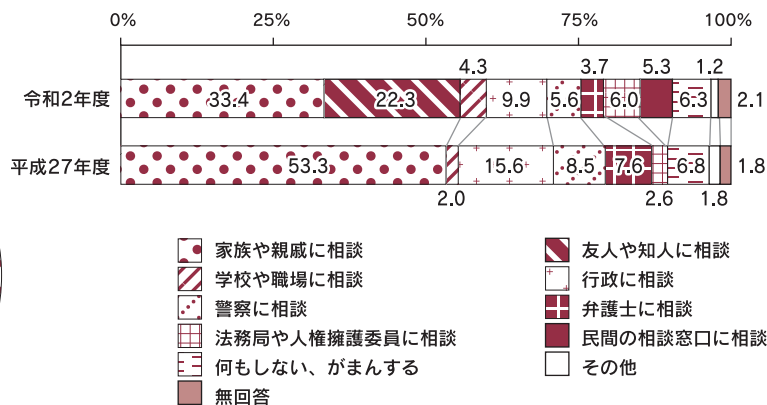
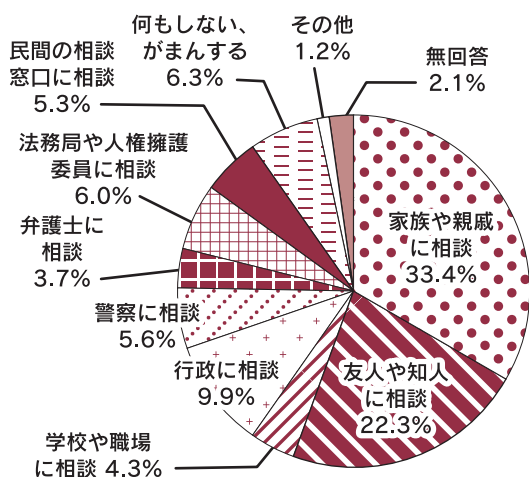
質問6 あなたがこの5年以内に、人権侵害を受けたり、見たり、聞いたりする中で最も印象に残る人権侵害はどのような場面ですか。（○は1つ）



最も多かった答えは「職場」（20.9%）で、前回（16.0%）より4.9ポイント増加しています。次いで「インターネット上」（19.6%）、「地域社会や公共の場」（19.5%）の順となっています。

質問5に対する回答で「各種ハラスメント」が増えていること、質問6では人権侵害が「職場」で多く見受けられていることが調査結果にあらわれています。企業や事業所向けの人権教育・啓発が求められています。

質問7 もし、あなたが人権侵害を受け、自分ひとりでは解決できないと判断したときにどうしますか。（○は1つ）



※前回調査の「家族や親戚、友人や知人への相談」は、今回調査では「家族や親戚に相談」、「友人や知人に相談」の2つの項目に分けて調査しました。

最も多かった答えは「家族や親戚に相談」（33.4%）、次いで「友人や知人に相談」（22.3%）となっています。一方、人権問題の専門的な相談先として「法務局や人権擁護委員」の存在を認知している人は6%で、「何もしない、がまんする」と回答した人が6.3%です。

「法務局や人権擁護委員」等の相談窓口があることを周知することが必要です。

ひとりで悩まず相談ください。

- ・みんなの人権110番（法務局） 0570-003-110（ナビダイヤル）
- ・子どもの人権110番（法務局） 0120-007-110（フリーダイヤル）
- ・女性の人権ホットライン（法務局） 0570-070-810（ナビダイヤル）
平日（年末年始除く）8時30分～17時15分
- ・インターネット人権相談受付窓口（法務局） <https://www.jinken.go.jp/>

- ・人権啓発センターさが（佐賀県） 0952-25-7229
平日（年末年始除く）9時～17時

- ・人権心配ごと相談（佐賀市） 0952-40-7085（問い合わせ）
毎週火曜日 13時30分～16時30分
佐賀市役所 本庁1階 市民相談コーナー
※支所は月1回程度

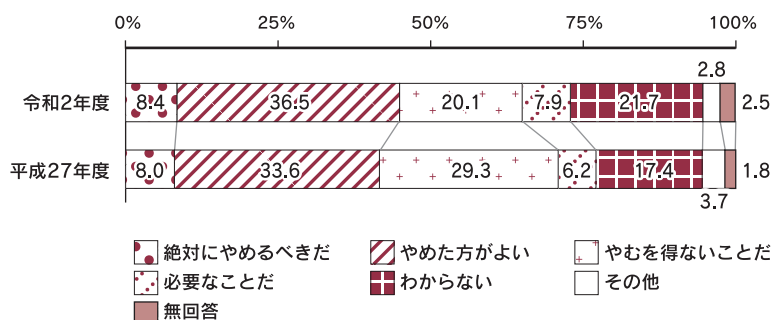
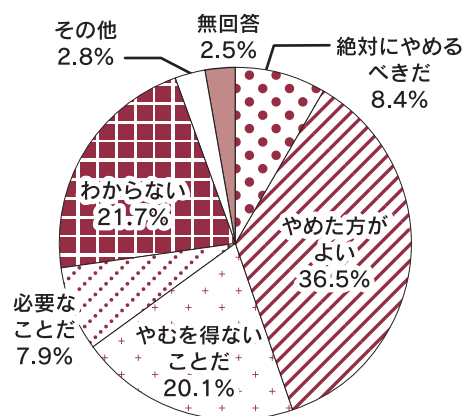
人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする啓発活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されています。佐賀市には23人（令和3年3月現在）の方々積極的に人権擁護活動を行っています。

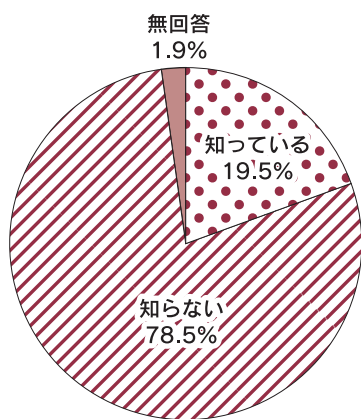
質問8 あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査や信用調査をすることについてどうお考えですか。(○は1つ)



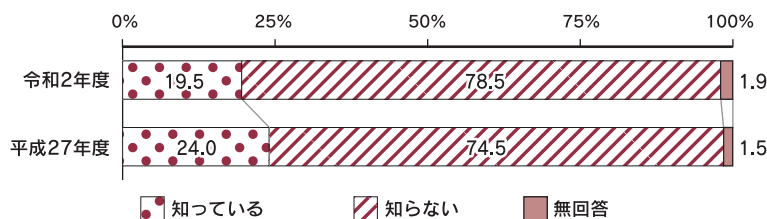
「絶対にやめるべきだ」と「やめた方がよい」と答えた人の合計は44.9%で、「やむを得ないことだ」と「必要なことだ」の合計の28.0%を上回っています。また、「わからない」は21.7%です。

身元調査や信用調査について、肯定的に考える人がいることから、そのような調査は差別につながることを啓発する必要があります。

質問9 佐賀市では平成26年7月から本人通知制度を導入しています。本人通知制度を知っていますか。(○は1つ)



※本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍などを本人等からの委任状を持参した代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した方に対してその交付した事実を通知する制度です。

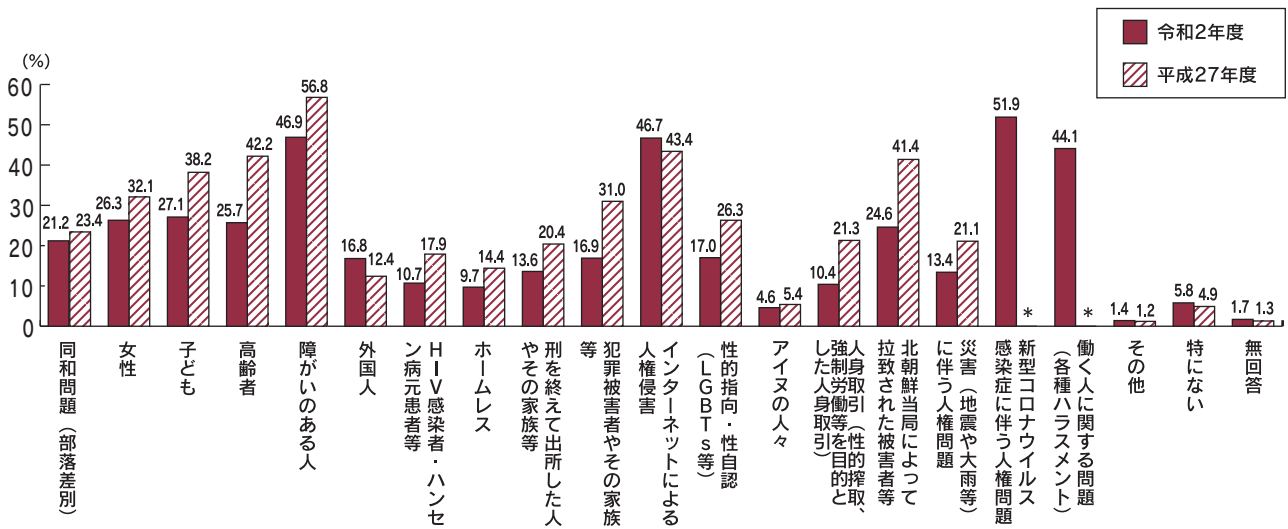


「知らない」(78.5%)と答えた人が全体の8割弱を占めています。

個人情報の悪用による人権侵害を抑止するために、本人通知制度があります。この制度を知っている人は前回の調査時では24%、今回は19.5%に減少しています。自分の個人情報を守るための制度であることを周知していく必要があります。

(2) 様々な人権問題について

質問10 今の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものを選んでください。(○はいくつでも可)



※ *は今回の調査から新設された項目です。

最も多かった答えは「新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題」(51.9%)で半数を占めています。次いで「障がいのある人」(46.9%)、「インターネットによる人権侵害」(46.7%)「働く人に関する問題」(44.1%)の順で比較的高い関心が示されています。

身近で関わりのある人権問題への関心が高くなる傾向にあります。今回調査の実施期間中に、新型コロナウイルス感染症に感染した人や医療従事者、その家族等に対する誹謗中傷が報道されました。また、テレビやネットで放送された番組の中での出演者のふるまいに対しネット上での暴言・中傷が相次いだことで、その出演者が自殺に追い込まれる事件が起きました。こうした社会的な関心事が調査結果に影響していると考えられます。

様々な人権問題について、「自分ごととして」考える教育・啓発が求められます。

セクハラ・マタハラ・パワハラ

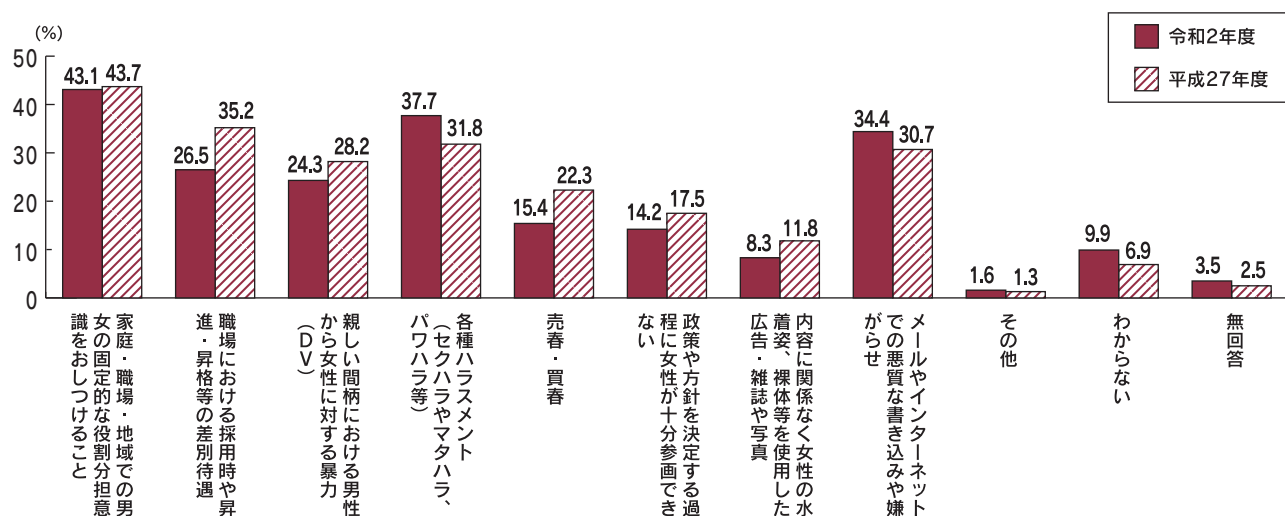
セクハラとはセクシュアルハラスメントの略で、性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなったりすることです。

マタハラとは、マタニティハラスメントの略で、妊娠や出産、育児を理由として精神的・身体的苦痛を与えることです。

パワハラとは、パワーハラスメントの略で、職務上の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為のことです。

これらのハラスメントは職場や地域社会の中で見受けられます。

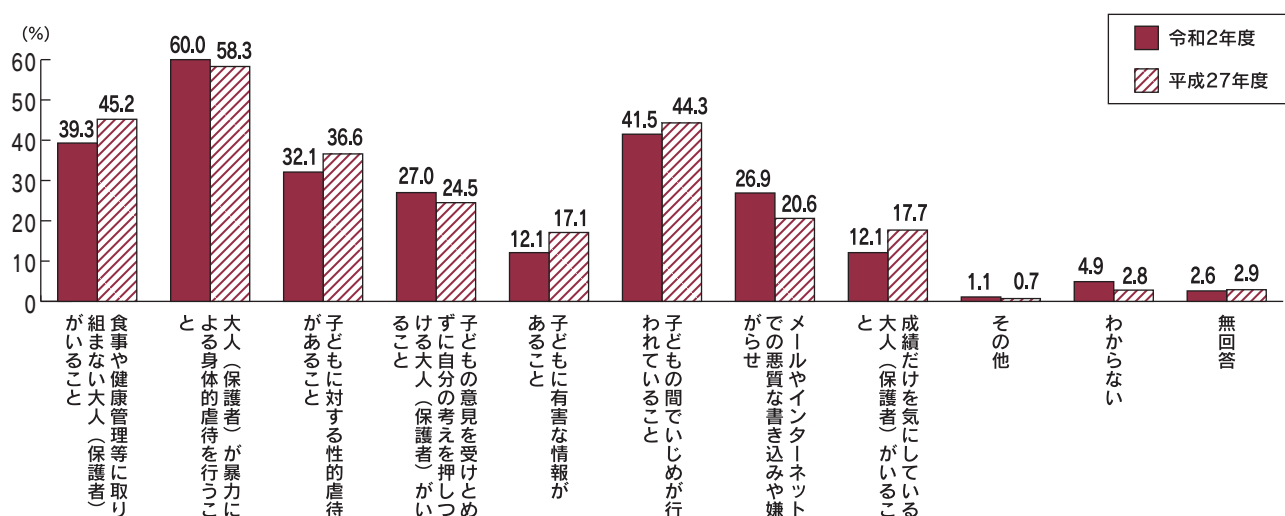
質問11 女性の人権についておたずねします。
 あなたが女性に関することから、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇は3つまで）



最も多かった答えは「男女の固定的な役割分担意識をおしつける」（43.1%）で、次いで「各種ハラスメント」（37.7%）、「メールやインターネットでの悪質な書き込みや嫌がらせ」（34.4%）の順となっています。また、「各種ハラスメント」（37.7%）が前回より5.9ポイント増加しています。

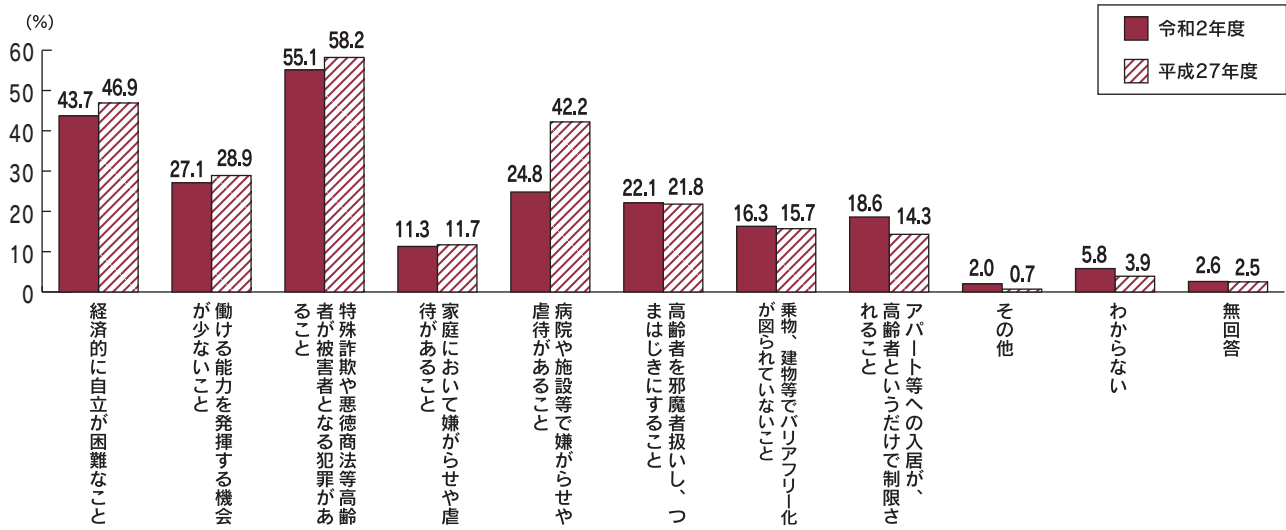
質問12 子どもの人権についておたずねします。
 あなたが子どもに関することから、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（〇は3つまで）

※子どもとは児童福祉法に基づく満18歳に満たない者です。



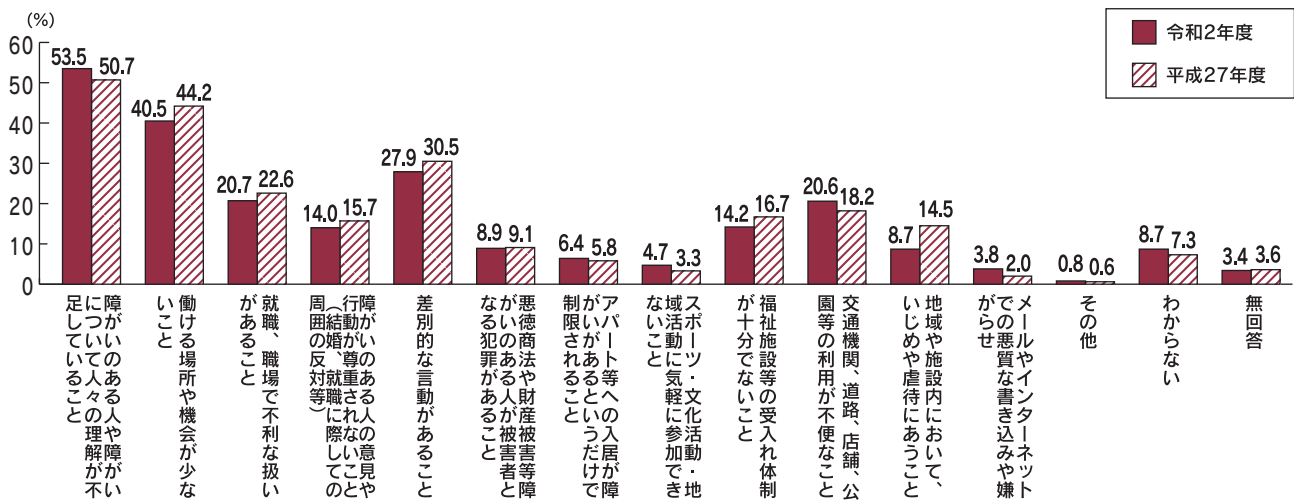
最も多かった答えは「大人（保護者）が暴力による身体的虐待を行うこと」（60.0%）で、次いで「子どもの間でいじめが行われていること」（41.5%）、「食事や健康管理等に取り組みない大人（保護者）がいること」（39.3%）の順となっています。

質問13 高齢者の人権についておたずねします。
あなたが高齢者に関することがらで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は3つまで）



最も多かった答えは「特殊詐欺や悪徳商法等高齢者が被害者となる犯罪があること」（55.1%）で、次いで「経済的に自立が困難なこと」（43.7%）、「働ける能力を發揮する機会が少ないこと」（27.1%）の順となっています。また、「病院や施設等で嫌がらせや虐待があること」は前回（42.2%）より17.4ポイントも減少しています。

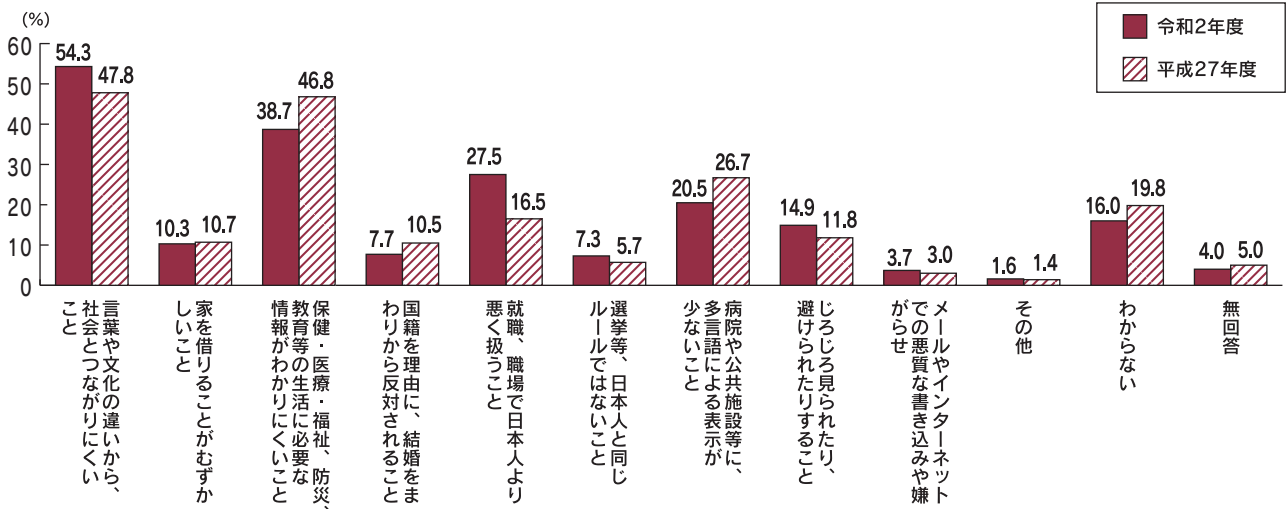
質問14 障がいのある人の人権についておたずねします。
あなたが障がいのある人に関することがらで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は3つまで）



最も多かった答えは「障がいのある人や障がいについて人々の理解が不足していること」（53.5%）で、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」（40.5%）、「差別的な言動があること」（27.9%）の順となっています。

質問15 外国人の人権についておたずねします。

あなたが外国人に関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

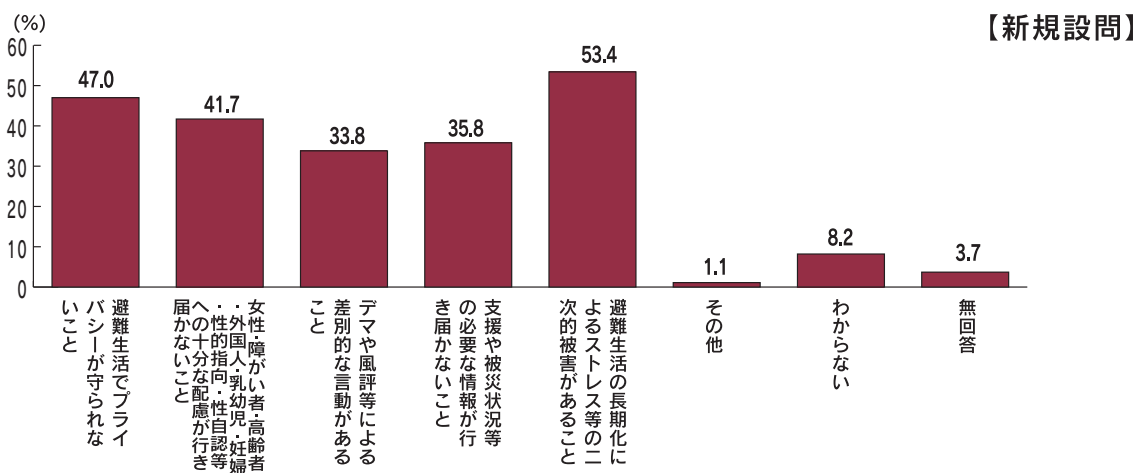


最も多かった答えは「言葉や文化の違いから、社会とつながりにくいこと」(54.3%)で、次いで「保健・医療・福祉、防災、教育等の生活に必要な情報がわかりにくいこと」(38.7%)、「就職、職場で日本人より悪く扱うこと」(27.5%)の順となっています。特に、「就職、職場で日本人より悪く扱うこと」は前回(16.5%)より11.0ポイントも増えています。

「外国人」「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」が日常生活を送る中で、様々な場面において人権が侵害される現実があります。当事者のみならず周りにはいる人を含め、全ての人々が人権問題に関心をもつことが必要です。

質問16 災害(地震や大雨など)に伴う人権問題についておたずねします。

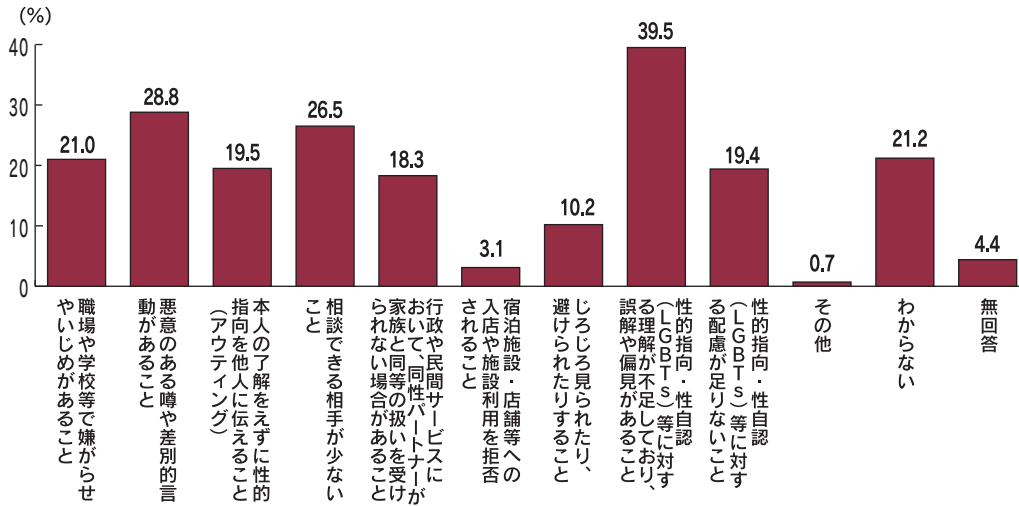
あなたが、災害が発生したときに、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)



最も多かった答えは「避難生活の長期化によるストレス等の二次的被害があること」(53.4%)で、次いで「避難生活でプライバシーが守られないこと」(47.0%)、「女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的指向・性自認等への十分な配慮が行き届かないこと」(41.7%)の順となっています。

質問17 性的指向・性自認(LGBTs)などに関する人権侵害の問題についておたずねします。
あなたが、性的指向・性自認(LGBTs)などに関することがらで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

【新規設問】



最も多かった答えは「性的指向・性自認(LGBTs)等に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」(39.5%)で、次いで「悪意のある噂や差別的言動があること」(28.8%)、「相談できる相手が少ないこと」(26.5%)の順となっています。

性的指向・性自認(LGBTs)について

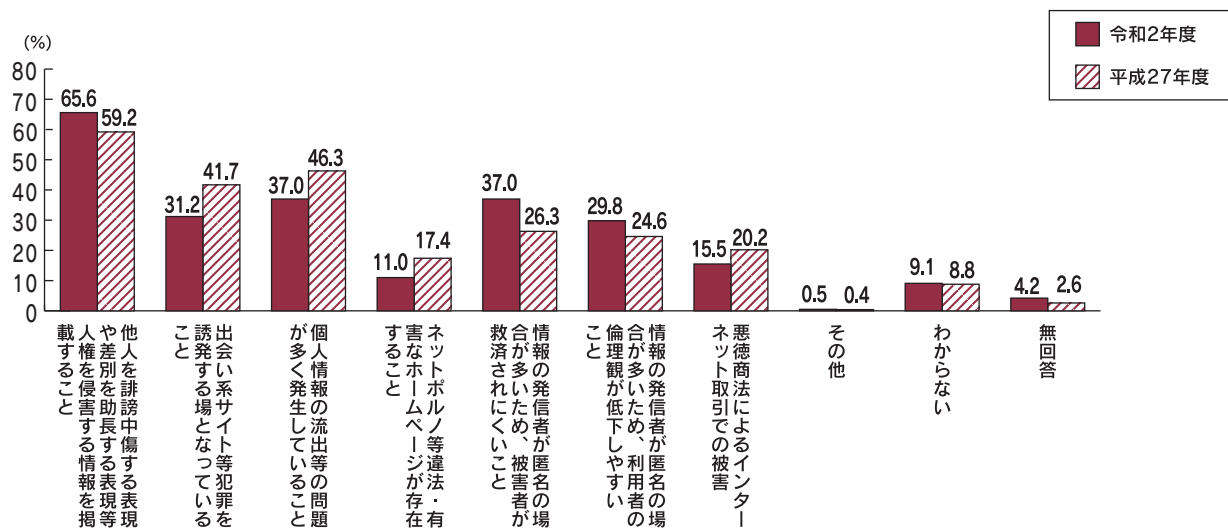
性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。その対象が異性に向かう異性愛の人、同性に向かう同性愛の人、男女両方に向かう両性愛の人などがいます。性自認とは、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。生まれた時の性と性自認が一致している人もいますが、一致していない人もいます。

平成30(2018)年に民間企業が実施した調査によると、日本の総人口の8.9%(11人に1人)に当たる人たちがレズビアン(L:女性として女性が好きな人)、ゲイ(G:男性として男性が好きな人)、バイセクシュアル(B:好きになる相手が同性の場合も異性の場合もある人)、トランスジェンダー(T:生まれた時の性と性自認が一致しない人)、英語の頭文字をとって「LGBT」と言われています。

また、それ以外のセクシュアル・マイノリティの方を表す「s」を加えて「LGBTs」とも称されます。

性的指向や性自認は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意志によって選択するものでもありません。しかしながら、就職や日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見による嫌がらせや侮蔑的な言動をされるなど、様々な不利益や差別を受けることがあります。「自分らしく生きる権利」を尊重されるような、多様性のある社会づくりを進めていく必要があります。

質問18 インターネットによる人権侵害の問題についておたずねします。
 あなたがインターネットに関することがらで、特に問題があると思われるのはどの
 ようなことです。 (○は3つまで)



最も多かった答えは「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」(65.6%)で、次いで「個人情報の流出等の問題が多く発生していること」(37.0%)、「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと」(37.0%)の順となっています。「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと」は、前回(26.3%)より10.7ポイントも増加しています。

インターネットの普及により、クリック一つで瞬時に大量の情報を得たり発信したりすることができるようになりました。しかし、同時に他人を誹謗中傷する表現や個人情報が瞬く間に拡散する恐れがあります。インターネット上の人権侵害を防止するために、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解するような取組が求められます。また、ネット上で人権侵害を受けたときの相談窓口を周知していく必要があります。

4月14日は「パートナーデー」です。

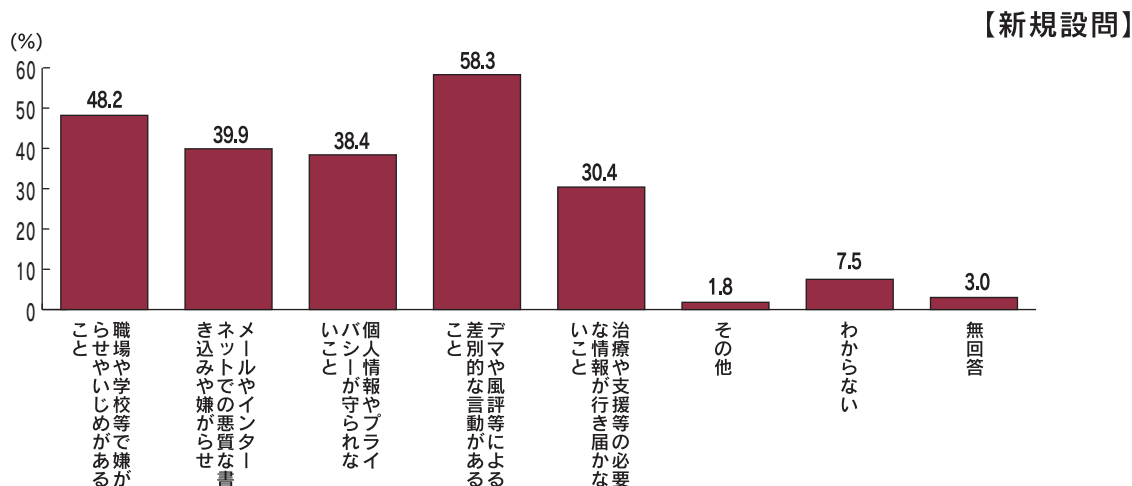
佐賀市では、家族や友人、職場の同僚など日ごろお世話になっている人に感謝の気持ちを伝える日として、4月14日を「パートナーデー」としています。

パートナーデーは、平成10年3月に男女共同参画をより身近に感じてもらうため制定したものです。



「パートナーデー」のマーク

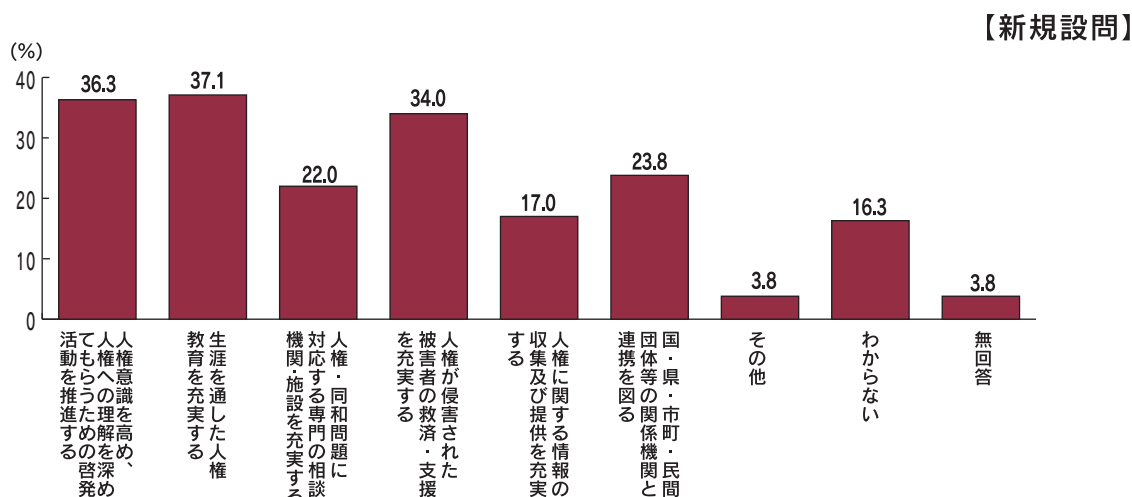
質問19 新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題についておたずねします。
 あなたが、新型コロナウイルス感染症に関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)



最も多かった答えは「デマや風評等による差別的な言動があること」(58.3%)で、次いで「職場や学校等で嫌がらせやいじめがあること」(48.2%)、「メールやインターネットでの悪質な書き込みや嫌がらせ」(39.9%)の順となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、デマや風評等による差別的な言動が起き、個人情報やプライバシーが守られないなどの人権問題が発生しています。こうした事態に対応するため、街頭啓発やメディアなどの様々な媒体を活用し啓発を行っています。

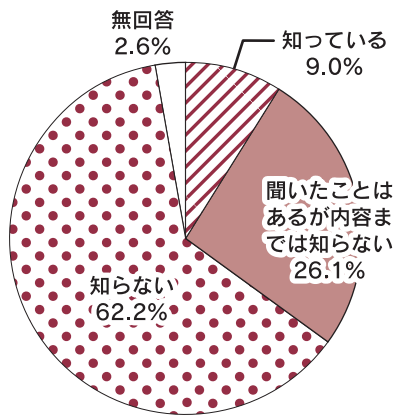
質問20 人権・同和問題の解決のために、最も効果的であるとあなたが思うのはどれですか。(〇は3つまで)



最も多かった答えは「生涯を通じた人権教育を充実する」(37.1%)で、次いで「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を推進する」(36.3%)、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(34.0%)の順となっています。

質問21 あなたは平成28年4月に施行された「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」を知っていますか。（○は1つ）

【新規設問】

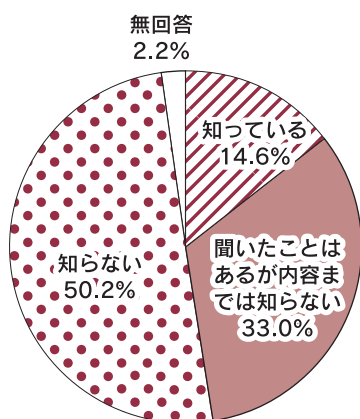


		(%)			
		知っている	聞いたことはあるが内容までは知らない	知らない	無回答
全体		9.0	26.1	62.2	2.6
年代別	18歳～29歳	15.1	26.9	57.0	1.1
	30歳代	5.0	14.2	80.8	0.0
	40歳代	9.6	22.9	66.2	1.3
	50歳代	11.8	28.9	56.6	2.6
	60歳代	8.3	26.2	62.9	2.6
	70歳以上	7.6	30.4	57.4	4.6
	無回答	13.3	26.7	53.3	6.7

「知らない」（62.2%）と答えた人が全体の6割強を占めています。年代別に見ると、30歳代に「知らない」と答えた人が多くいます。

質問22 あなたは平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ対策法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」を知っていますか。（○は1つ）

【新規設問】

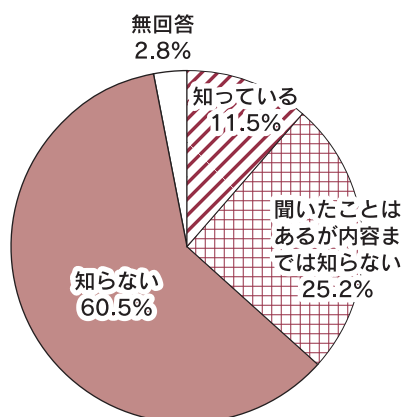


		(%)			
		知っている	聞いたことはあるが内容までは知らない	知らない	無回答
全体		14.6	33.0	50.2	2.2
年代別	18歳～29歳	17.2	29.0	53.8	0.0
	30歳代	8.3	28.3	63.3	0.0
	40歳代	11.5	36.3	51.0	1.3
	50歳代	17.8	40.1	39.5	2.6
	60歳代	20.1	35.8	42.4	1.7
	70歳以上	12.2	28.9	55.0	4.0
	無回答	20.0	33.3	40.0	6.7

「知らない」（50.2%）と答えた人が全体の5割を越えています。年代別に見ると、30歳代に「知らない」と答えた人が多くいます。

質問23 あなたは平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」を知っていますか。（〇は1つ）

【新規設問】



		(%)			
		知っている	であるが知らない内容は	知らない	無回答
全体		11.5	25.2	60.5	2.8
年代別	18歳～29歳	22.6	23.7	53.8	0.0
	30歳代	4.2	15.8	80.0	0.0
	40歳代	10.8	22.3	65.6	1.3
	50歳代	15.8	29.6	52.0	2.6
	60歳代	14.8	24.9	57.6	2.6
	70歳以上	7.3	28.3	59.0	5.5
無回答		6.7	33.3	53.3	6.7

「知らない」（60.5%）と答えた人が全体の6割を超えています。年代別に見ると、30歳代に「知らない」と答えた人が多くいます。

平成28年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」が施行されました。質問21、22、23の調査結果をみると、これらの法律は一定程度、市民に認知されていますが5割を超す人たちは「知らない」と回答しています。年代別では、30歳代でこれらの法律の認知度が低いことがわかります。研修や講演会等を通し、市民へのさらなる周知を行っていく必要があります。

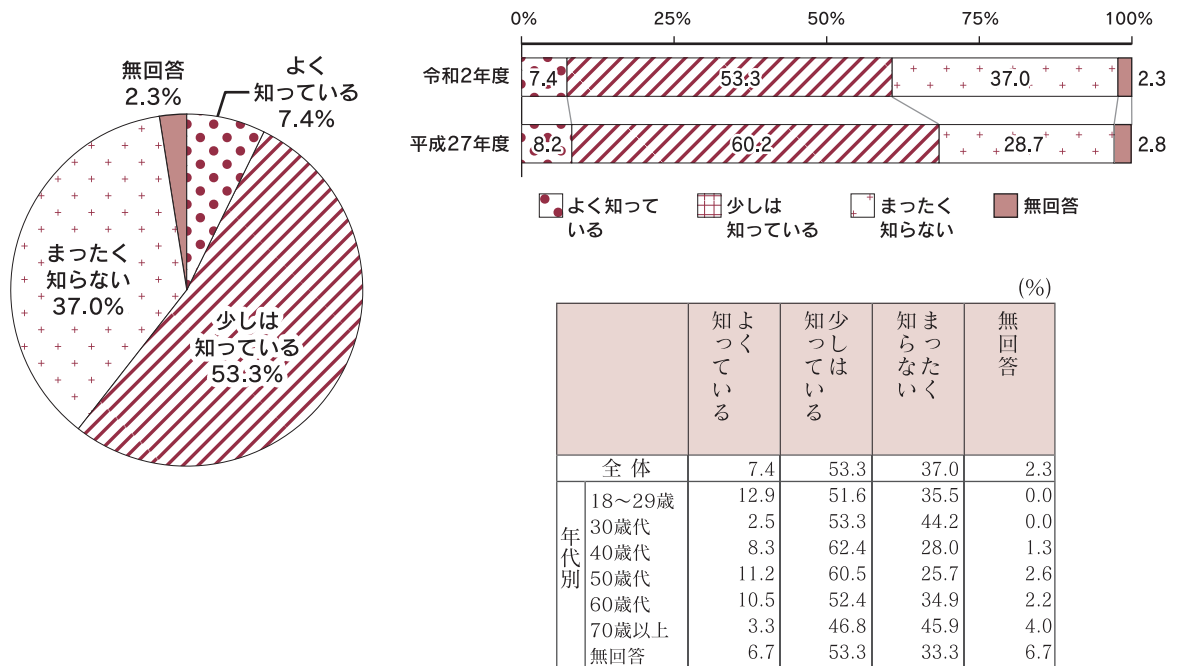
「部落差別解消推進法」が施行されました

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。4つの注目点があります。

- ① 「部落差別」の名称を法律名に初めて使用しました。
- ② 現在もなお「部落差別」が存在することを初めて認知しました。
- ③ 「部落差別」のない社会の実現を初めて法律に明記しました。
- ④ 部落差別解消のための施策（教育・啓発等）の実施を国と地方公共団体の責務としました。

(3) 同和問題（部落差別）について

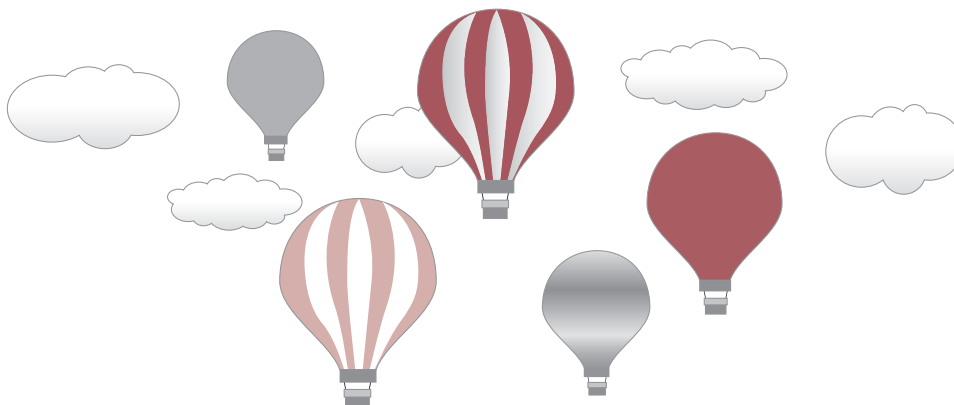
質問24 あなたは旧同和地区に生まれた人たちや住む人たちに対して、今でも差別が続いていることを知っていますか。（○は1つ）



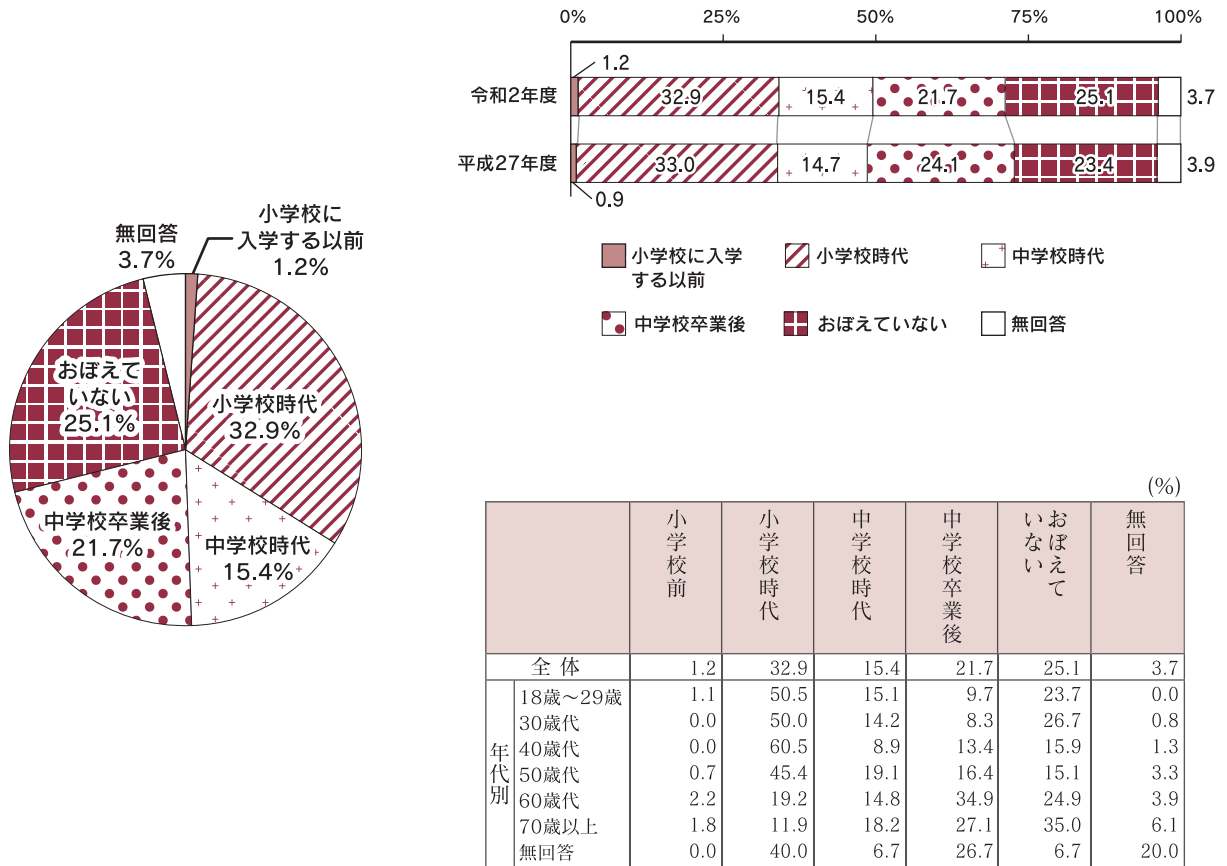
「よく知っている」と「少しは知っている」と答えた人の合計は60.7%で、前回より7.7ポイント減少しています。一方、「まったく知らない」と答えた人が37.0%であり、前回より8.3ポイント増加しています。年代別に見ると、30歳代と70歳代で「まったく知らない」と回答した人が多くみられます。

差別の現実を「まったく知らない」と回答した人の割合が前回よりも増加しています。同和問題への正しい理解や認識を深めるために、講演会や研修会で差別の現実を伝えることが求められます。

部落差別のない社会の実現のため、平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。



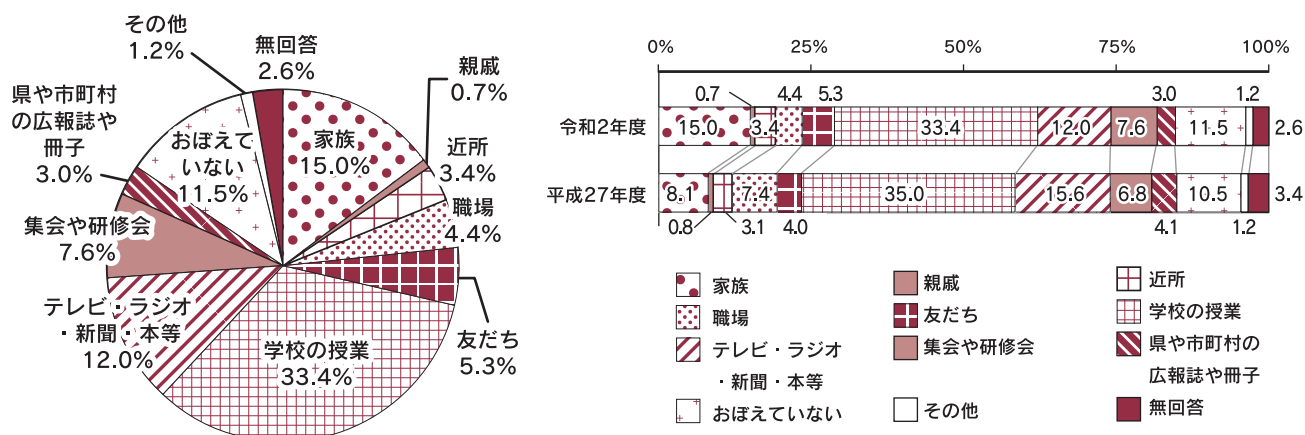
質問25 あなたが、同和問題（部落差別）についてはじめて知ったのはいつごろのことですか。（○は1つ）



最も多かった答えは「小学校時代」（32.9%）で、次いで「中学校卒業後」（21.7%）、「中学校時代」（15.4%）となっており、前回と同様の結果となっています。48.3%の人が義務教育（小学校時代、中学校時代）で同和問題をはじめて知った結果になっています。

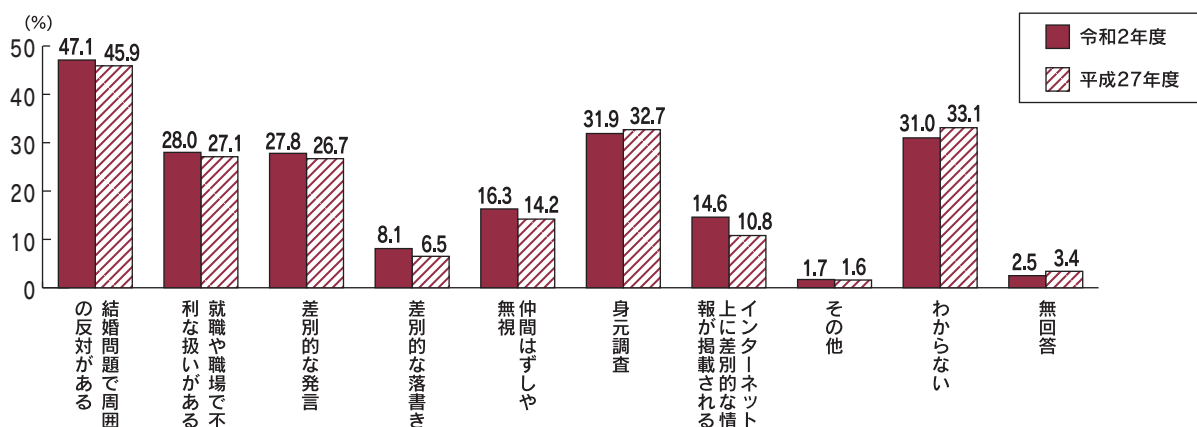
年代別に見ると、「50歳代」以下の年代の多くの方が「小学校時代」と回答しています。義務教育以降の継続した取組が求められます。

質問26 あなたが、同和問題（部落差別）についてはじめて知ったきっかけは次のうちどれですか。（○は1つ）



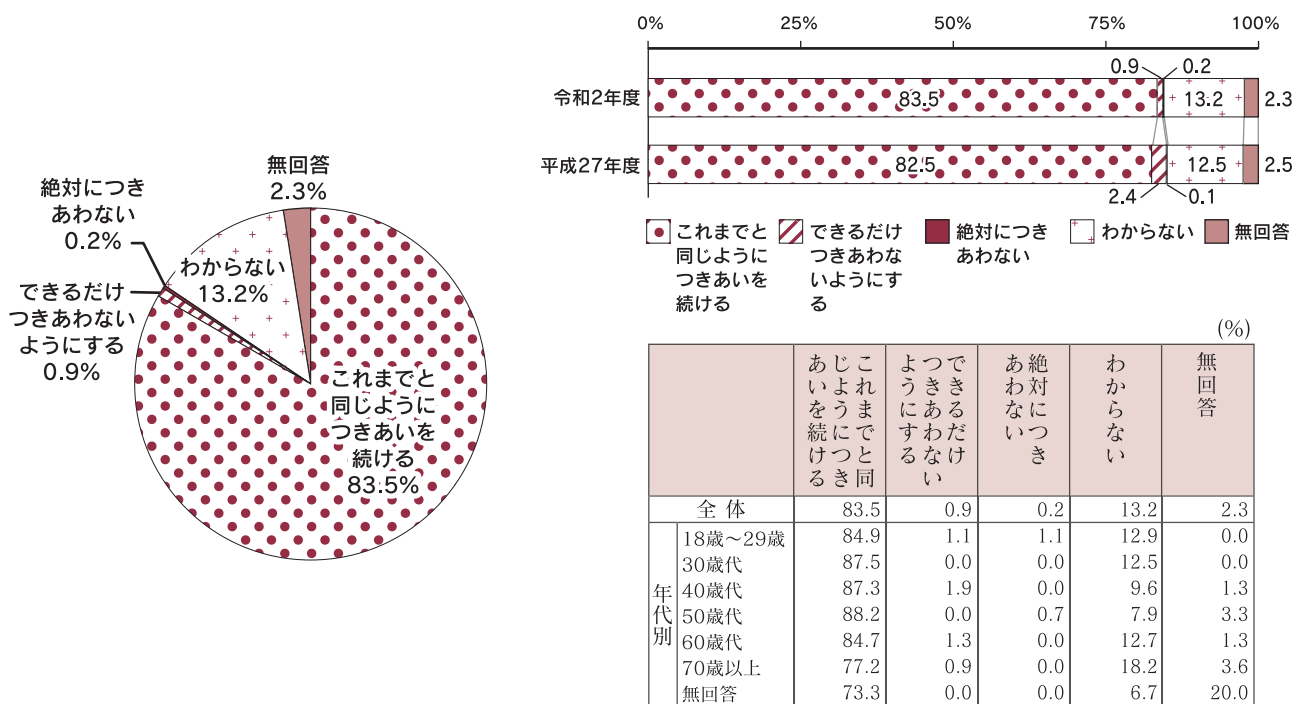
最も多かった答えは「学校の授業」（33.4%）で、次いで「家族」（15.0%）、「テレビ・ラジオ・新聞・本等」（12.0%）の順となっています。また、「その他」の中に、インターネットで知ったとの回答もありました。

質問27 あなたは同和問題（部落差別）に関して、現在どのような問題が起きていると思いますか。（○はいくつでも可）



最も多かった答えは「結婚問題で周囲の反対がある」（47.1%）で、次いで「身元調査」（31.9%）、「就職や職場での不利な扱い」（28.0%）の順となっており、前回と同様の結果となっています。また、「インターネット上に差別的な情報が掲載される」は前回から3.8ポイント増加しています。

質問28 仮に、あなたが日頃から親しくつきあっている近所の人や職場の人が旧同和地区出身の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか。(○は1つ)



「これまでと同じようにつきあい続ける」(83.5%)で8割を超えています。一方、「できるだけつきあわないようにする」と「絶対につきあわない」と答えた人の合計は1.1%で、前回(2.5%)より減少しています。また、「わからない」は13.2%です。

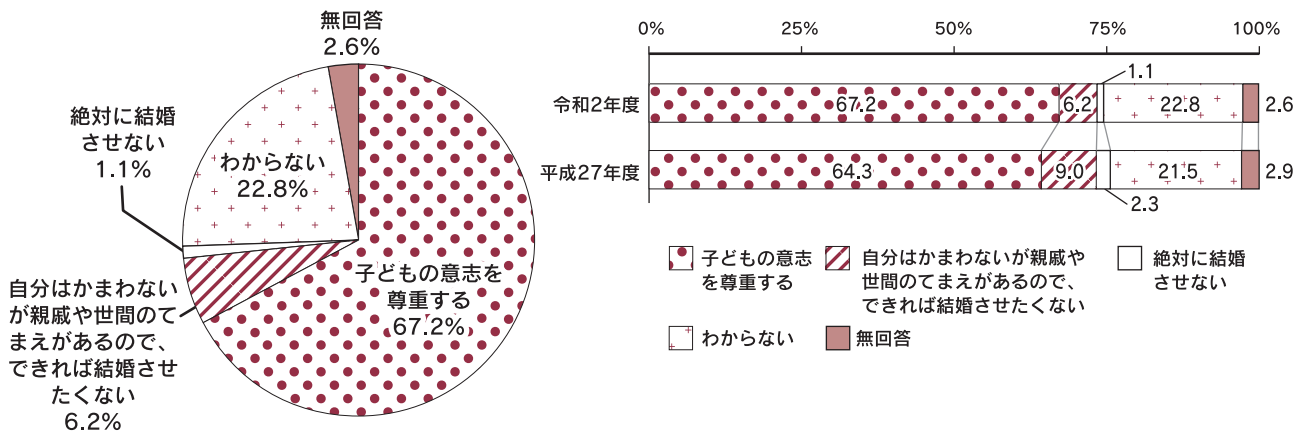
8月は「佐賀県同和问题啓発強調月間」です

「同和问题を解決するのはあなたです!!」

佐賀県では、県民の同和问题についての理解と認識を深め、早期解決を図る目的で、1991(平成3)年から啓発に関する事業を8月に集中的に実施しています。

佐賀市では8月に同和问题講演会を開催しています。

質問29 仮に、あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が旧同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)



最も多かった答えは「子どもの意志を尊重する」(67.2%)で6割を超えています。一方で「できれば結婚させたくない」「結婚させない」と答えた人は合計で7.3%と前回(11.3%)に比べると減少しています。

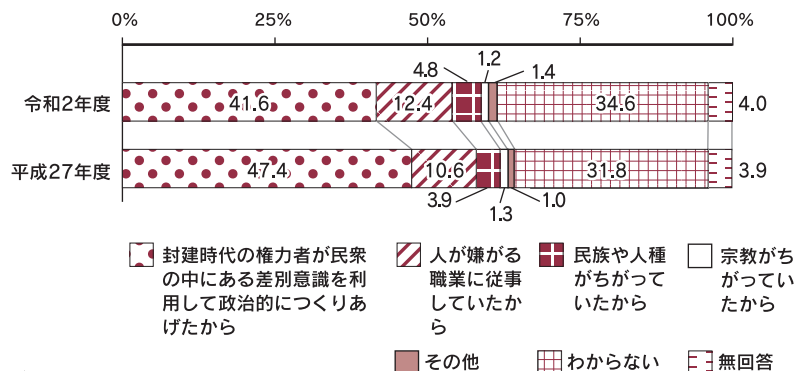
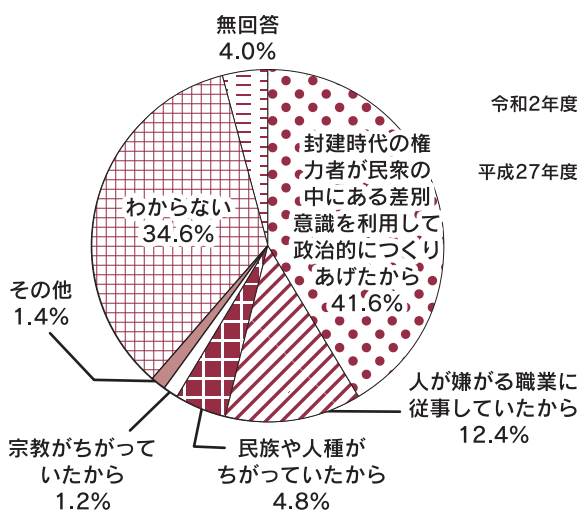
旧同和地区出身者との関わりについて、質問28で、親しい人が旧同和地区出身者とわかった場合、「付き合いをこれまでと同じように続ける」と答えた人が83.5%です。質問29で、子どもの結婚相手が旧同和地区出身者の場合、結婚時に「子どもの意志を尊重する」と回答した人は67.2%で、前者よりも16.3ポイントと大きく減少しています。このことは、旧同和地区出身者との関わりについて、身近な問題になると差別意識が強くなり現れることが読み取れます。また、質問28、質問29で「わからない」と回答し、態度を表明していない人もいます。

同和問題に対する正しい認識と理解を深める教育・啓発を推進していかなければなりません。

12月4日～10日 人権週間

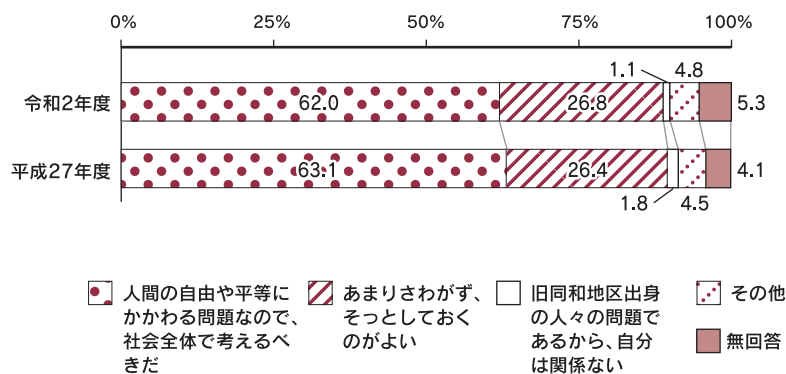
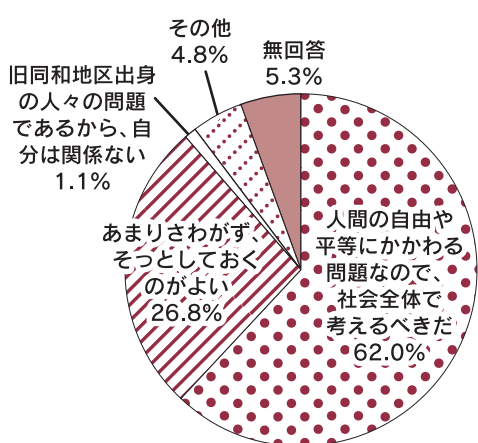
法務省と全国人権擁護委員連合会は、「世界人権宣言」が採択された翌年の1949(昭和24)年から毎年この一週間を「人権週間」と定め、各種啓発活動を全国的に展開しています。

質問30 あなたは旧同和地区出身の人がどうして差別されるようになったと思いますか。(○は1つ)



最も多かった答えは「封建時代の権力者が民衆の中にある差別意識を利用して、政治的につくりあげた」(41.6%)で、前回(47.4%)より5.8ポイント減少していますが、「わからない」(34.6%)も、前回(31.8%)より2.8ポイント増加しています。

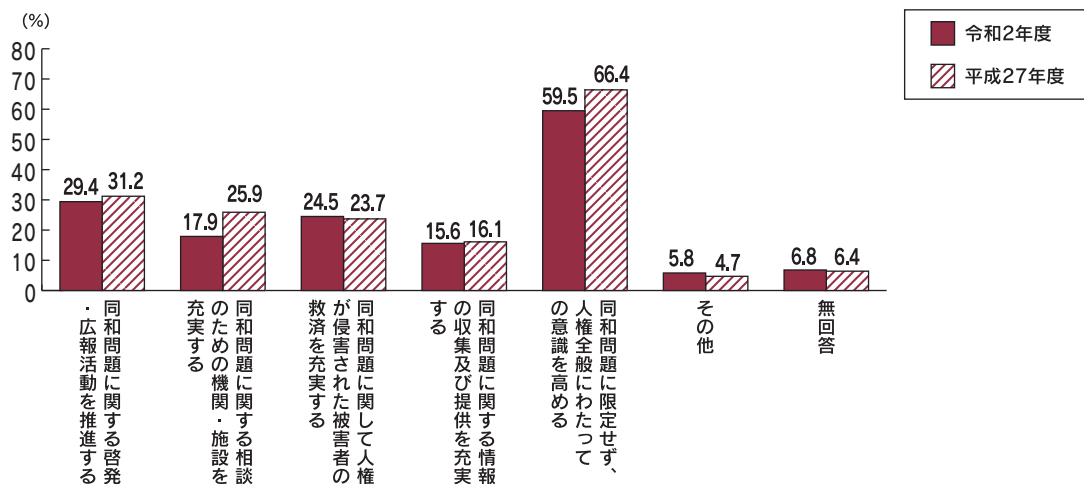
質問31 同和問題(部落差別)の解決について、あなたはどのようにお考えですか。(○は1つ)



最も多かった答えは「社会全体で考えるべき」(62.0%)で、前回(63.1%)より減少しています。一方、「そっとしておくのがよい」(26.8%)は前回(26.4%)より微増しています。

同和問題を放置したり、当事者のみの問題とすることは同和問題の解決につながりません。平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行され、同和問題の解決は国民的課題であることが示されています。今後も継続した取組が必要です。

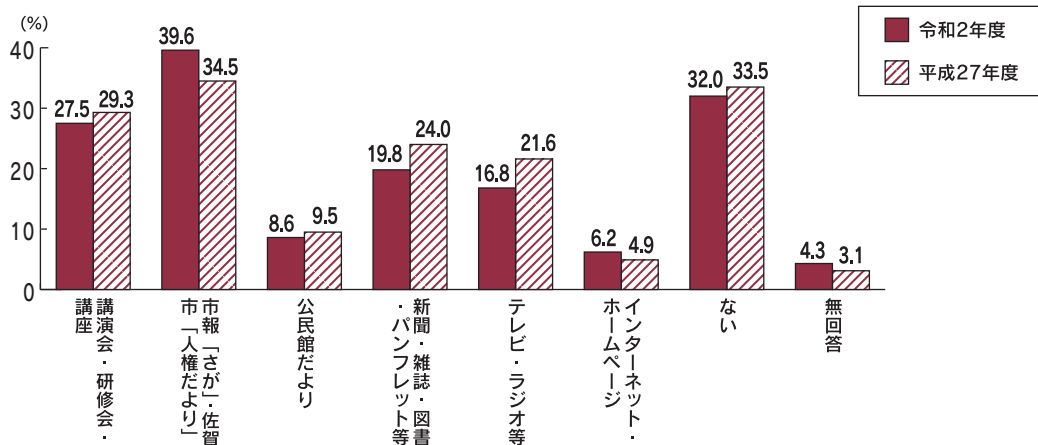
質問32 あなたは同和問題（部落差別）を解決するためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも可）



最も多かった答えは「同和問題に限定せず、人権全般にわたっての意識を高める」（59.5%）で、前回（66.4%）より6.9ポイント減少しています。また「同和問題に関する啓発・広報活動の推進」も29.4%と、前回（31.2%）より1.8ポイント減少しています。

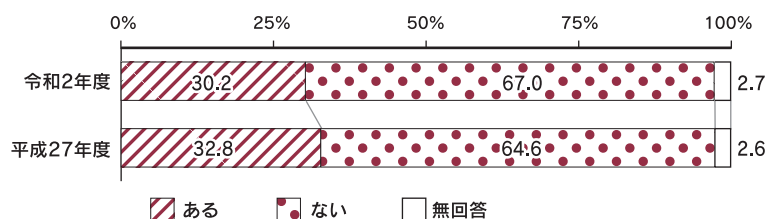
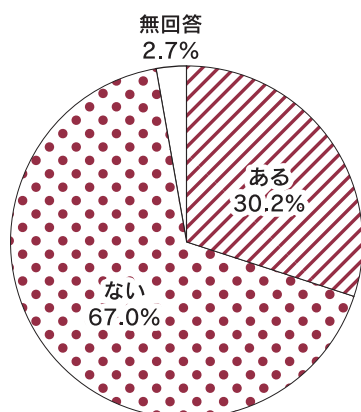
（4）啓発活動について

質問33 人権・同和問題を正しく理解してもらうために各種の啓発活動を行っていますが、あなたは見たり、聞いたり、読んだり、参加したりしたことがありますか。（〇はいくつでも可）



最も多かった答えは「市報『さが』・佐賀市『人権だより』」（39.6%）で、次いで「講演会・研修会・講座」（27.5%）、「新聞・雑誌・図書・パンフレット等」（19.8%）の順となっています。一方、「ない」（32.0%）が前回（33.5%）より1.5ポイント減少しています。

質問34 あなたは人権・同和問題に関する研修会・講演会・大会などに参加したことがありますか。(○は1つ)



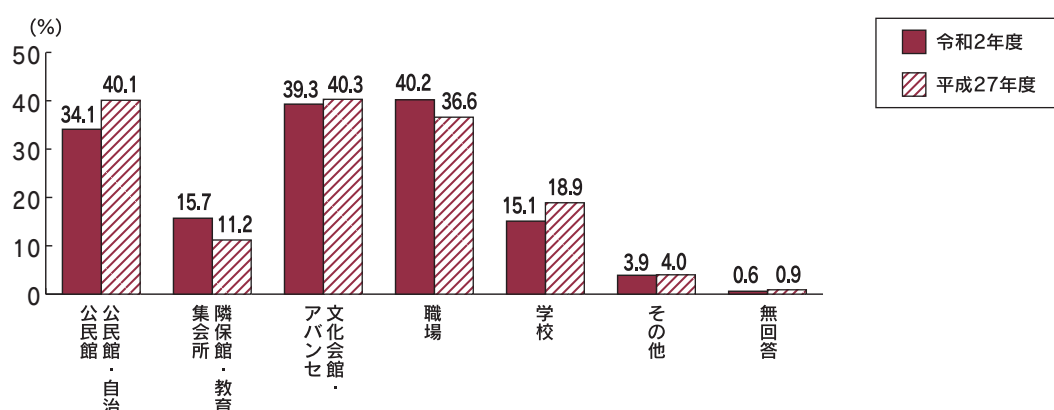
		ある			ない			無回答		
		平成27年度	令和2年度	増減	平成27年度	令和2年度	増減	平成27年度	令和2年度	増減
全体		32.8	30.2	-2.6	64.6	67.0	2.4	2.6	2.7	0.1
年代別	18歳～29歳	19.3	19.4	0.1	78.4	79.6	1.2	2.3	1.1	-1.2
	30歳代	19.5	9.2	-10.3	79.6	90.0	10.4	0.9	0.8	-0.1
	40歳代	30.4	26.1	-4.3	68.8	72.6	3.8	0.7	1.3	0.6
	50歳代	38.1	33.6	-4.5	60.2	63.2	3.0	1.7	3.3	1.6
	60歳代	33.6	40.6	7.0	64.6	56.8	-7.8	1.8	2.6	0.8
	70歳以上	40.2	33.7	-6.5	54.2	62.9	8.7	5.7	3.3	-2.4

「ない」と回答した人が67.0%であり、前回（64.6%）より2.4%増加しています。年代別にみると、50歳代以上の各年代で「ある」が3割を超えています。一方、40歳代以下の各世代で「ない」が7割を超えています。

研修会等に参加していない年代で、特に顕著なのは30歳代で9割となっています。前回に比べて10ポイント増加しています。30歳代は質問21～23の「人権三法（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法）」や質問24の「部落差別の現実」についての認知度が低い結果となっています。研修会に参加していないことが少なからず影響していると考えられます。よって今後も継続して、研修会を開催し、あらゆる世代に対する教育・啓発の機会を提供していく必要があります。

質問35 質問34で「ある」を選択した方のみお答えください。

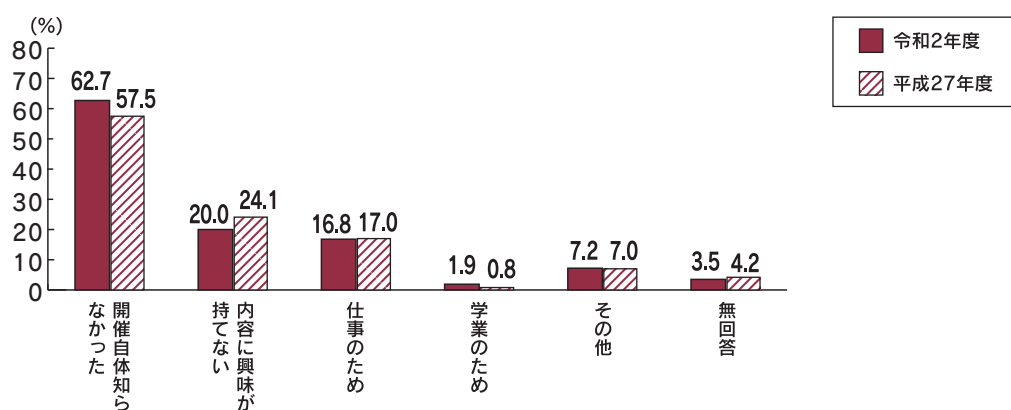
参加したことがある人は、それぞれどんな会場ですか。参加された会場すべてを選んでください。（○はいくつでも可）



最も多かった答えは「職場」（40.2%）であり、次いで「文化会館・アバンセ」（39.3%）、「公民館・自治公民館」（34.1%）の順となっています。「職場」は前回（36.6%）より3.6ポイント増加しています。

質問36 質問34で「ない」を選択した方のみお答えください。

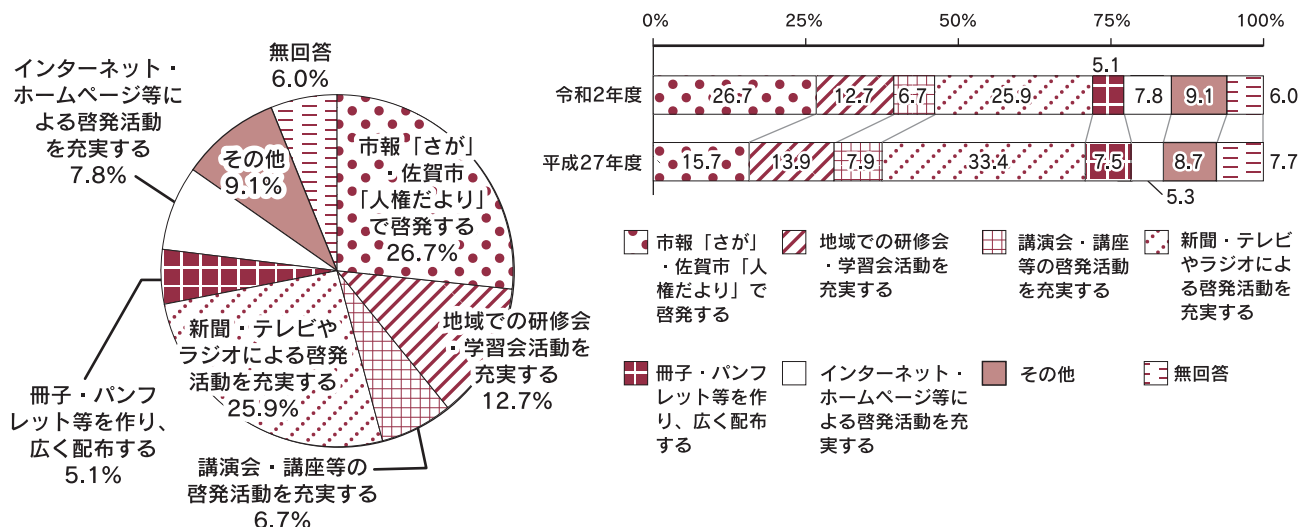
参加しなかった理由は何ですか。（○はいくつでも可）



最も多かった答えは「開催自体知らなかった」（62.7%）で、次いで「内容に興味が持てない」（20.0%）となっています。

研究会等の周知方法を工夫することが求められます。

質問37 人権・同和問題の理解を深めるために、最も効果的であるとあなたが思うのはどれですか。（○は1つ）



最も多かった答えは「市報『さが』・佐賀市『人権だより』で啓発する」（26.7%）で、前回（15.7%）より11.0ポイント増加しています。次いで、「新聞・テレビやラジオによる啓発活動の充実」（25.9%）、「地域での研修会・学習会活動の充実」（12.7%）の順となっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染者の拡大により、様々なイベントが中止されたり、通常よりも規模を縮小して開催されたりしたことから、市民の学ぶ機会や知る機会も減少しました。その一方で、感染者や医療従事者、その家族等に対する誹謗中傷などの心ない言動が見受けられました。市報やパンフレット、新聞・テレビ、インターネット等の媒体を効果的に活用していくことが必要です。

講師派遣の御案内

明るい家庭・地域・職場づくりのために市内グループ・団体（趣味のサークル、サロン、地域の各種団体等）・企業・事業所に講師の派遣を行っています。

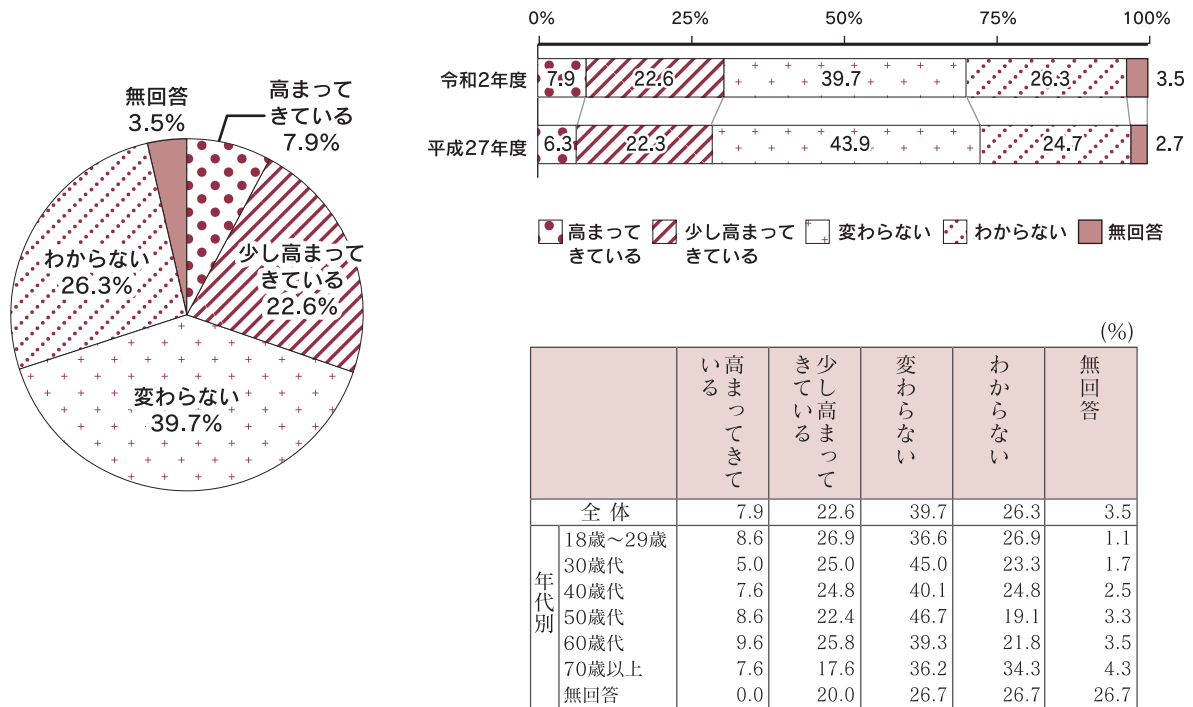
ぜひ御利用ください。

《利用までの流れ》

- ① 人権・同和政策・男女参画課に御相談ください。（日程・対象・内容について）
- ② 「講師派遣依頼文書」（別紙）を人権・同和政策・男女参画課に御提出ください。
- ③ 打ち合わせ（テーマや詳しい内容について）

※人権・同和政策・男女参画課が依頼者に連絡をとります。

質問38 佐賀市では人権・同和問題について各種啓発を行っています、あなた自身の人権意識についてどう思いますか。(○は1つ)

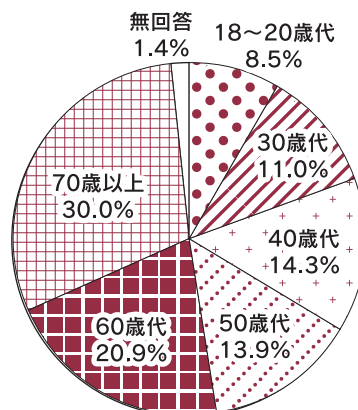


「高まってきている」と「少し高まってきている」と答えた人の合計は30.5%で、前回(28.6%)より1.9ポイント増加しています。

自分自身の人権意識の高まりを感じている人が増えている一方で、「変わらない」「わからない」と回答した方が過半数を占めています。一人ひとりが人権意識を高め、個人として尊重され差別されることがないように、今後も人権・同和問題についての啓発を継続しなければなりません。

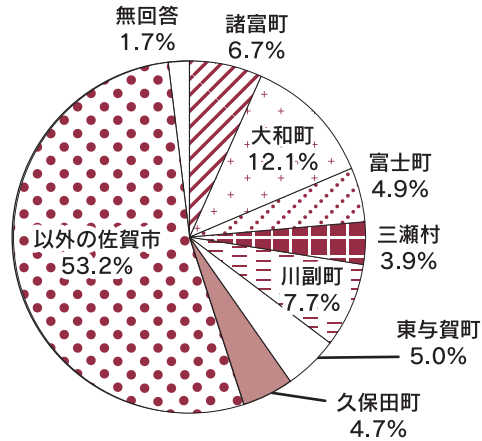
(5) 回答者について

Q1 年齢は

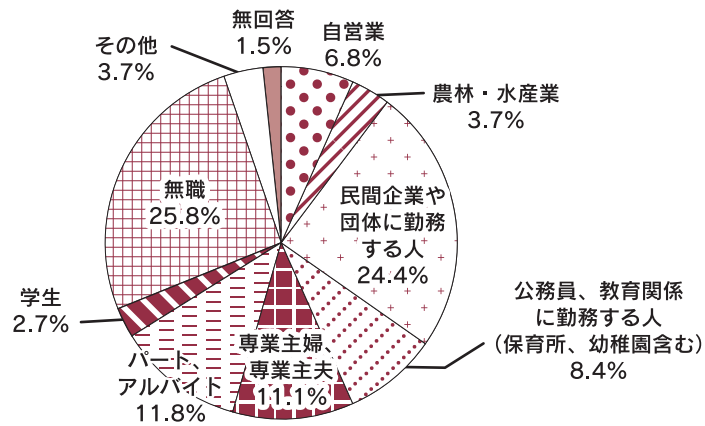


年齢が高くなるほど回収率が高くなる傾向がみられます。60歳代、70歳以上で5割以上を占めています。

Q2 地域は



Q3 職業は



最も多いのは「無職」(25.8%)で、次いで「民間企業や団体に勤務する人」(24.4%)、「パート、アルバイト」(11.8%)、「専業主婦、専業主夫」(11.1%)、「公務員、教育関係に勤務する人」(8.4%)の順となっています。

Ⅲ まとめ

前回調査から5年が経過しています。人権・同和問題への関心は高まってきている中で、新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題など新しい人権問題が起きています。また、同和問題も残念ながら解決されていません。

このような現状を踏まえ、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、「佐賀市人権教育・啓発基本方針」に基づき、今後もより効果的な教育・啓発に努め、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会の実現」をめざしていきます。

(1) 人権問題全般について

人権・同和問題に「関心がある」(74.0%)、自分の人権について「守られている」(91.1%)、他人の人権について「傷つけたことがない」(53.4%)という回答が前回よりも多い結果となっています。しかし、一方で、人権侵害を受けたことがあると感じている人は12.5%と前回の調査(10.2%)よりも2.3ポイント増加しています。この人権侵害については、「職場」「インターネット上」で体験したり、見たり聞いたりした人が多く、自分一人で解決できない時には「家族や親戚」、「友人や知人」に相談していますが、「何もしない、がまんする」人も見受けられます。

人権侵害が特に「職場」「インターネット上」で多く見受けられることから、企業や事業所向けの人権教育・啓発や情報モラルについて理解するような取組が求められています。あわせて、身近に安心して人権に関する相談窓口について広く市民へ周知していかなければなりません。

(2) 様々な人権問題について

身近で関わりのある人権問題として「新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題」(51.9%)や「インターネットによる人権侵害」(46.7%)に比較的高い関心が示されています。人権を守るためには社会全体で、様々な人権・同和問題について関心を持ってもらうと同時に、デマや風評等による差別的な言動が起きないように、街頭啓発やメディアなどの媒体を活用し、「自分ごととして」考えるような教育・啓発を行うことが大切です。

(3) 同和問題（部落差別）について

同和問題について、今も差別が続いていることを「知っている」と答えた人は全体の60.7%です。また、子どもの結婚相手が旧同和地区出身と知ったときの対応として、「子どもの意志を尊重する」(67.2%)と回答した人がいる一方で、「できれば結婚させたくない」「結婚させない」と答えた人も7.3%います。現在の同和問題については、「結婚問題」「身元調査」「就職や職場での不利な扱い」が起きていると認識している人が多くいます。しかし、同和問題の解決については「そっとしておくのがよい」「関係ない」と27.9%の人が答えています。

同和問題を解決するためには、放置したり、当事者のみの問題とせず、講演会や研修会で差別の現実を伝え、継続的に教育・啓発を推進していかなければなりません。

(4) 啓発活動について

研修会などの参加について「参加したことがない」と答えた人は67.0%です。参加しなかった主な理由としては、「開催自体知らなかった」「内容に興味を持てない」があげられています。最も効果的な啓発活動については、「市報『さが』・佐賀市『人権だより』で啓発」「新聞・テレビ・ラジオでの啓発活動の充実」「地域の研修会・学習会活動の充実」と答えた人が多くいます。市民への周知方法を工夫し、より多くの人に人権・同和問題に関心を持ってもらい、正しく理解してもらうような啓発活動を行っていきます。

(5) 調査報告書の活用について

本調査報告書では、一部の新規設問では現状分析を、それ以外では前回調査との比較を行い、これから取り組むべき人権・同和問題に対する考察を加えました。調査結果を通して、市民の人権・同和問題に関する理解や考え方、行動の傾向を知ることができました。また啓発をすすめていく上での注意点や課題を把握することもできました。

あらゆる差別の解消に向け、また市民の人権意識のさらなる向上のために、この調査報告書を十分に活用し、今後の人権・同和教育および啓発活動に役立てていきます。

コロナ時代の人権とカウンター

— 佐賀市「人権・同和問題に関する市民意識調査報告書」（令和3年3月）の講評 —
佐賀大学文化教育学部教授（法哲学）吉岡剛彦

1 コロナ禍と人権——はじめに

コロナ禍によって見えてきたものがいろいろとある。2020年（令和2年）の春先から本邦でも猛威を振るい始めた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、拙稿の執筆時点（2021年1月）でも一向に収束の気配が見られないどころか、むしろますます視界不良の度合いを増している。他面で、コロナ禍のもとで、現下の日本社会における人権状況の一端が如実に浮き彫りにされてきた。

感染者やその所属先、あるいは、クラスターの発生源をネット等で特定し（その中には事実無根のものも含まれていた）、ウイルスに感染したことの「責任」を追及するかのようになり、感染判明前後の行動を執拗に非難するケースがあった。特に「緊急事態宣言」の発出中には、マスクを着用していない人や、県外ナンバーの車に乗っている人を過剰に槍玉に挙げる「自粛警察（マスク警察）」と評される事象も起きた。そして、感染リスクに我が身をさらしながら、昼夜を分かたずコロナ感染者やその他の傷病者への治療・看護に従事する医療従事者やその関係者に対して、筋違いで心無い差別や中傷がぶつけられる事案も各地で相次いだ。

今回の佐賀市「人権・同和問題に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）」の調査期間は、2020年の初秋（9～10月）であり、まさにコロナ禍の渦中で実施された。このことを反映して、【質問10】では、さまざまな人権問題を選択肢として列挙した上で、回答者が感心を寄せるものや重視するものを選んでもらっている（複数回答）が、その中で「新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題」は51.9%と半数を超えて最多であった。【質問19】では「新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題」について問われている。いくつかの項目の中から多くの市民が選択（複数回答）したものの上位には「デマや風評等による差別的な言動があること」「職場や学校等で嫌がらせやいじめがあること」「メールやインターネットでの悪質な書き込みや嫌がらせ」が挙げられ、上記のような差別事件を念頭に置いた回答だと推察される。

不正確な認識によって感染者が不当な差別・攻撃の標的にされる事例は、かつてのハンセン病問題やエイズ（HIV/AIDS）問題にも相通ずる人権課題である。感染症法は、その前文で「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と述べた上で、第4条で「国民の責務」として「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、……感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない」と定めている。しかし、今般の新型コロナの感染拡大のなかで、同法の主旨に反する言動が、またもや一部で繰り返されたことになる。

ハンセン病問題等に詳しい内田博文（九州大学名誉教授・刑事法）は、コロナ禍において「菌、ウイルス＝感染者」という誤った図式が拡大しており、「この図式の下では感染者も敵」とされる、と批判的に指摘している（*内田博文「いま求められている法整備」『ヒューマン・ライツ』

2020年9月号)。言うまでも無いが、感染者はウイルスと同じでは無いし、ゆえに決して「敵」では無い。だが、前述した感染者・医療者への非難や自粛を強いる同調圧力は、感染者（感染リスクの高い者）をウイルスそのものと同一視し、その者を「敵視」する心性に発していると考えられる。市民意識調査の回答結果からは、多くの市民が、社会の一部にはびこる「感染者敵視」の態度や風潮を慨嘆・懸念している様子が見えてくる。

コロナ禍は、また同時に、この国にもともとあった経済的・社会的な格差を改めて顕在化・極大化させた。感染予防のため、いわゆる「3密」（密閉・密集・密接）回避の「スローガン」のもと、他人との関わりを抑制し、なるべく家で過ごす「ステイ・ホーム」が呼びかけられた。これによって、リモートワークに関連したインターネット産業や、宅配宅食をおこなう通信販売業などが利益を上げた反面で、対人接触や遠隔移動を必須とする飲食店や接客業、観光業や航空業など、広義のサービス業では収益が激減し、厳しい苦境にあえいでいる業者が多い。2000年代以降、パートタイムやアルバイト、派遣労働などの非正規雇用者の割合が増加し、2019年時点で約4割（女性では56%）に達していた。その状況下で、もともと非正規率が高く、不安定な雇用状況にあったサービス業の従業員をコロナ禍が直撃し、多くが解雇や雇い止め、休業を強いられ、収入の途を断たれた。とりわけ、非正規雇用の多くを占める女性に甚大な影響が及んでいる（*森達也編著『新型コロナウイルスと私たちの社会』論創社、2020年、など）。

また、ネットを利用したテレワーク（在宅勤務）が盛んに呼びかけられたが、業務の性質上、在宅になじまない職種の人びとは、感染の不安をかかえながらの出勤・勤務を余儀なくされた。具体的には、医療・介護従事者をはじめ、スーパーやコンビニの店員、ごみ収集業者、荷物の配送業者や、保健所職員といった人たちである。これらの業種の人たちは、エッセンシャル・ワーカー（生活を維持継続するために必要不可欠な労働者）と位置づけられている。しかしながら、在宅による仕事や娯楽が「新しい日常（ニューノーマル）」や「巣ごもり消費」などと持てはやされる裏面で、こうした「ウィズ・コロナ」の生活スタイルが、その内実において、エッセンシャル・ワーカーと呼ばれる特定の人びとの犠牲の上に（つまり、不公平な負担を一部の人たちに押しつけながら）成り立つものであることをはっきりと知らしめた。

今後も「新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題」として、誤った「感染者敵視」にもとづく罹患者や医療従事者などに対する差別・中傷の問題はもとより、現在の日本社会の「ひずみ」を投影する形で、コロナ禍による「しわ寄せ」を特定の人たちが背負いこまされるという構造的な差別・格差の問題についても注意を払いつづけることが求められる。

2 人権3法をめぐる

2016年には人権保障にかかわる重要な3本の法律が相次いで施行された。すなわち、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法である。これらは「2016年人権3法」と称されることもある。以下、意識調査結果と関連づけながら順次、概観してみたい。やや先取りして述べれば、これら「人権3法」に関する市民の認識レベルは概して低く、各法の主旨が市民のあいだに浸透しているとは、現時点ではとても言えない。今後の市の課題として、広報啓発に注力するべき必要性が見えてくる回答結果である。

(1) 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、2013年に制定され、2016年4月より施行された。同法の制定を直接うながした国内外の動きとして、国連で2006年に採択された「障害者権利条約」（2008

年発効) および、日本で2011年に制定された「改正障害者基本法」がある。これらの条約や法律をつらぬく考え方が、3つある。すなわち、①障がい者差別の禁止を宣明すること、②障がいの「社会モデル」と呼ばれる障がい観を採用していること、③この障がい観にもとづき社会的障壁を取りはらう「合理的配慮」を義務づけ、合理的配慮を欠くことは障がい者差別に当たると捉えていること、である。前記の「改正障害者基本法」は、その第2条第1号において「障害者」を「障害及び社会的障壁によつて継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義している。これまで多くの場合、障がい者と呼ばれる人たちの「障がい」(disability=できない状態)の原因は、あたかも障がい者本人に内属しているかのように見なされてきた。しかし、障がい者を「できない」状態にしている原因は、障がい者を取り巻いている外部の環境、つまり「社会」の側に(も)ある。こうした障がい観を「障がいの社会モデル」という。障がい者を「できない」状態に置いている社会の側の諸要因、すなわち「社会的障壁」(バリア)の無い(フリーな)状態をめざす「バリアフリー」の推進は—それが経済的・物理的に過度な負担とならない限り—社会の法的義務である。このように社会的障壁を除去する措置(バリアフリー化)が「合理的配慮」である。障害者権利条約(第2条)は、合理的配慮を怠ることは、障がい者に対する差別にほかならないと明記している。

今回の市民意識調査では、【質問21】でこの「障害者差別解消法」について尋ねているが、「知らない」および「聞いたことはあるが内容までは知らない」が9割近く(88.3%)に昇っており、認知度はまだまだ低い。他方、【質問14】では「障がいのある人の人権」に関して、選択肢の中から「特に問題があると思う」ものを選んでもらっている(複数回答)が、障がい(者)に対する「理解不足」や「差別的言動」などに次いで「交通機関、道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」が上位に挙げられた。もちろん、こうした「理解不足」や「差別的言動」といった意識面(心理的)のバリアフリー化を進めることも依然として重要課題でありつづけている。同時に、障害者差別解消法では、そこからもう一段階さらに歩みを前進させ、物理的・制度的な構築物の中にあつて、障がい当事者の社会参加や日常生活を妨げているさまざまな障壁(バリア)を取り除いていく具体的行動が強く要請されている。障がいの社会モデルや合理的配慮をはじめ、障害者差別解消法の目的や内容を正しく周知啓発していく取組みが今後求められる。

(2) ヘイトスピーチ対策法

ヘイトスピーチ対策法は、2016年5月に成立し、翌月(6月)施行された。ヘイトスピーチとは、差別や偏見にもとづいて、人種や民族、性的指向などにおける社会的少数者(マイノリティ)に向けられる攻撃的で煽動的な言動をいう。具体的には、特定の属性をもった集団(社会的少数者)に対して、あからさまに差別的・侮蔑的・脅迫的な罵詈雑言[ばり・ざんぼう]を、白昼堂々とスピーカー等も用いて大音量でがなり立てながら、街頭デモを繰り広げるような行動を指す。欧米諸国では、移民や同性愛者などに向けたヘイトスピーチが問題化しているが、日本において主たるターゲットとされているのは在日コリアンの人たちである。

暴力的・排外的な街宣活動の全国的な拡がりを前にしながら、有効な法的措置が取られない日本に対して国際的な非難も向けられるなか、2016年に制定されたのが、ヘイトスピーチ対策法である。この法律は、日本で問題化した在日コリアンの排斥を煽動する街頭デモを念頭に、同法の規制対象となる「不当な差別的言動」(ヘイトスピーチ)を、次の4つの要素を備えた言動と定義している(第2条)。すなわち、①差別的意識を助長または誘発する目的で行なわれること(差別の助長)、②公然とその生命、身体、自由、名誉もしくは財産に危害を加える旨を告知すること(危害の告知)、③公然と著しく侮蔑すること(著しい侮蔑)、④地域社会から排除しようとする煽動すること(排除の煽動)、である。その上で、同法は「不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進」と謳っている(前文)。ただし、同法では、こうした「不当な差別的言動」(ヘイトスピー

チ)を行なった者に対する罰則は設けていない。

今回の市民意識調査では、【質問22】においてヘイトスピーチ対策法の認知度を尋ねているが、「知らない」および「聞いたことはあるが内容までは知らない」が8割を超えている（83.2%）。同法（第7条第2項）は、地方公共団体に対して「不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努める」ことを責務として課している。市でも、いっそうの広報・啓発活動が求められる。

（3）部落差別解消推進法

部落差別解消推進法は、2016年12月に制定・施行された。部落差別とは、「『部落』の出身者や居住者であることを理由として、特定の人たちを差別すること」をいう。つまり、本人の責めに帰せられない「生まれ」（出自）による差別の一形態である。

おもな部落差別（「部落」と見なされた地域の出身者・居住者に対する差別）として、以下が挙げられる。①結婚差別（部落出身者と非出身者の結婚は増加しているが、結婚に際して周囲から反対・妨害に遭うケースは減っていない）、②就職差別（近時は改善してきたが、企業が、部落の所在等が掲載された『部落地名総鑑』を購入して社員の採否の材料に用いていた）、③教育差別（部落出身者の子どもの高等教育進学率は、非出身者と比べて遜色が無くなってきているが、学力格差は依然として解消しきれていない）、④無根拠な偏見の流布（いずれも事実無根である「部落では近親婚が多いため障がい者が多い」「部落出身者は、江戸期の賤民の血筋を引いている」「部落では犯罪率が高い」等の偏見・誤解とそれにもとづく不当な異質視は収まっていない）、そして、⑤ネット空間における差別（部落所在地とされる情報や、部落出身者に対する賤称、上記④のような誤解・偏見がSNS等へ書き込まれたり、上記③の『部落地名総鑑』がネット上に掲載されたりするなど）、である。

部落差別解消推進法は、まさに部落差別の新局面ともいえる⑤ネット空間における差別という問題を強く意識しつつ、部落差別の解消に向けた決意を改めて宣誓するものである。立法の「目的」を記した同法第1条では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と現状認識を示した上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と述べられている。

市民意識調査では、【質問23】において、部落差別解消推進法を知っているかについて尋ねているが、「知らない」および「聞いたことはあるが内容までは知らない」が、ここでも8割を超えている（85.7%）。また、本調査の【質問24】～【質問32】では、特に部落差別問題に焦点を合わせた一連の設問を置いている。部落差別の現況を問うた【質問27】を見ると、前述した結婚差別、就職差別、身元調査、インターネット上を含めた差別的言動など、差別の態様について的確に認識されていることがうかがわれる。加えて、親しい知人や同僚が「部落出身者」であることが分かった場合（【質問28】）や、わが子が「部落出身者」と結婚しようとしている場合（【質問29】）にも、それを理由として特に態度を変えたりしないと考える人が多数を占めていることも心強い結果ではある（ただし、後者【質問29】については「わからない」という回答が2割あることには留意を要する）。しかし他面、【質問24】を見ると、部落差別が今も続いていることについて知っているかという質問に対して、「よく知っている」と「少しは知っている」の比率が前回比7.7ポイント減少の60.7%になり、逆に「まったく知らない」は前回より8.3ポイント増加して37.0%に昇っており、この部落問題を「知らない」割合の高まりはおおいに懸念されるところである（なお前回調査は、2015年実施）。確言はできないものの、【質問

26】において、部落差別を知ったきっかけとして、「家族」がはっきりと増えた反面で、「学校の授業」が（選択肢の中では最多ではあるけれども）微減している結果と考え合わせると、小中高校等の人権学習において、部落問題を取り上げる教育力が減退している可能性もある。教育委員会を含めた行政としても、研修会の開催や解説リーフレット等の作成・配付など、学校の人権学習を後押しするための支援策を検討すべきであろう。

3 そのほかの大事な人権課題のいくつかについて

前節では「2016年人権3法」を糸口として、障がい者の人権、ヘイトスピーチ、部落差別についてはやや詳論したので、本節では、それ以外の人権課題について、いくつかピックアップして瞥見しておこう。

(1) ジェンダー／セクシュアリティをめぐって

まず、ジェンダー／セクシュアリティに関わる質問項目を見ておこう。前者「ジェンダー」とは、各人の性別（おもに戸籍上・身体上の性別）にもとづいて、それが女性だから／男性だからという理由で、その人の生き方に一定の枠をはめようとする意識・慣習・制度をいう。一般には「女ならば〇〇して当然だ」とか、「男のくせに△△するなんて許されない」などと言われるときに、その基になっている見方のことである。他方、後者「セクシュアリティ」とは、個人ごとに多様な「性のあり方」をいう。その主要な要素として、各人が自分自身の性別をどのように意識・自覚しているかという「性自認」、自分の恋愛感情や性的欲求がどの性別の人に向かうか（あるいは向かわないか）という「性的指向」などが含まれる。

【質問11】では「女性の人権」について、選択肢のなかから「特に問題があると思われるもの」を選んでもらっている（複数回答）。もっとも回答割合が多かったのは、前回調査と同様「家庭・職場・地域での男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」（43.1%）であった。この選択肢に言われている「男女の固定的な役割分担意識」が、まさに「ジェンダー」であり、その典型が「夫が外で働き、妻が家を守るべきだ」という考え方である。前年度（2019年度）に本市で実施された男女共同参画に関する市民意識調査によれば、実に市民の7割（70.3%）までが、この「夫が外で働き、妻が家を守る」という考え方に対して、否定的な意見（「反対」「どちらかといえば反対」）を持っている。しかし、平日の家事従事時間についての回答を見ると、女性の半数以上（54.5%）が「2時間以上」家事をおこなっている反面、男性の4分の3（74.6%）までが「1時間未満」しか家事をやっていない、という明白な対比がある。タテマエでは「男が働いて稼ぎ、女はもっぱら家事・育児・介護をする」なんて時代遅れだ、と分かっているけれども、しかし実態としては「男女の固定的な役割分担（意識）」が今なお根強く残っていると云わざるをえない。

この「男女の固定的な役割分担意識」（ジェンダー）は、同じ【質問11】のなかで一定の回答割合を占めている「職場における採用時や昇進・昇格等の差別待遇」（26.5%）や「政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できない」（14.2%）にも直接的に関わっている。女性には家庭（家事・育児・介護）、という固定的な性別役割意識（ジェンダー）が足かせになるために、女性が政治家として選挙に立候補したり、会社でキャリアを積んで課長や部長に昇進したりすることが少なくなるのであり、そのように女性が政治や企業トップに少ない現実によって、「政治は男の仕事」「会社の上司といえば男性」という世間の見方をますます再強化してしまうのである。つまり悪循環だ。国際的な男女共同参画の進捗指標（世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数」）において、日本は、2018年が110位（149か国中）、2019年が12

1位（153か国中）と、世界的にもきわめて下位に沈んだままである。

【質問17】では、LGBTなど性的少数者に対する人権侵害について尋ねている。性的少数者とは、前述の「セクシュアリティ」にかかわる少数者をいう。社会では、性自認に関して、戸籍上（身体上）の性別と（まったく／おおむね）合致した性自認を有している人が多数派とされる。また、性的指向について、異性のみに恋愛感情や性的欲求をいただく人が多数派とされる。この点、④戸籍上（身体上）の性別と、自分が意識・自覚する性別（性自認）が一致せず、戸籍上（身体上）の性別に違和感があつて、自分の性自認に即した生き方を望む人たち（T：トランスジェンダー〔性別違和者〕）。⑤自分の性自認と同じ性別の人（同性）に恋愛感情や性的欲求をいただく人たち（L：レズビアン〔女性同性愛者〕、G：ゲイ〔男性同性愛者〕、B：バイセクシュアル〔性愛の対象が同性と異性の両方である両性愛者〕）。これら④と⑤の、いずれかの（または双方の）特徴のセクシュアリティの人たちが、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）である。なお、性的少数者には、LGBT以外のタイプの人もある。性（セクシュアリティ）の多様性に留意しておきたい。

本問では、LGBTなど性的少数者に対する「理解不足や誤解偏見」を選ぶ人が最多を占めた。特に、アメリカ、フランス、イギリスという有力国において、同性カップルの法律上の結婚である「同性婚」を認める立法や裁判が相次いだ2013年前後を皮切りに、日本のテレビ・新聞などでも「LGBT」という言葉を頻繁に見聞きするようになった。また、2015年には東京都渋谷区が、全国に先駆けて「同性パートナーシップ証明制度」を始めて話題になった。そうした効果もあつて、以前に比べれば、少なくとも「LGBT」という言葉を知っている人はずいぶん増えてきた印象がある。だが、その意味内容や、性的少数者の置かれた状況や困難まで了解している人は、まだまだ多いとは言えない。

同問の選択肢になっている「本人の了解をえずに性的指向を他人に伝えること（アウトティング）」でも深刻な被害が生じている。当事者本人の同意の無いまま、無断でその人のセクシュアリティ（性的指向や性自認）を暴露する行為を「アウトティング」というが、性的少数者に対する人権侵害行為の中でも特に許されないものの一つである。自分の性的指向や性自認を他人に無断暴露されたアウトティング被害について、性的少数者の4分の1（25%）までが経験しているという調査結果もある。

LGBTなど性的少数者に対する人権侵害として、この【質問17】では、上記の「アウトティング」のほかに、「職場や学校等で嫌がらせやいじめがあること」や「悪意のある噂や差別的言動があること」も選択肢とされている。この点、2020年6月に施行された「改正労働施策総合推進法」が注目される（2019年5月制定）。同法は、通称「パワハラ規制法」と呼ばれている。職場におけるパワーハラスメントを「優越的な関係を背景に、業務上必要な範囲を超えた言動で労働者の就業環境を害する」行為と定義し、こうしたパワハラ行為を禁止することを主旨とする法律である。このパワハラ規制法（改正労働施策総合推進法）に関する厚生労働省の指針（2020年1月）では、パワハラに該当する「精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）」の一例として「人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む」と明記された。加えて「個への侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」の一例として「労働者の性的指向・性自認……等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」も明示された。すなわち、相手の性的指向や性自認を侮辱や嘲笑の対象にするような行為（典型的には、同性愛者を笑いのタネにする`ホモネタ、や、戸籍上の男性が女性的な装いや振る舞いをするをからかう`おかまネタ、などが該当する）や、性的指向や性自認を無断暴露する「アウトティング」行為も、パワハラ行為の一種として法的にも禁止されたことを意味する。パワハラ規制法は、ひとまず職場（企業）を対象としたものではあるが、性的指向や性自認に対する攻撃をふくめたパワハラ防止の考え方は、学校や地域などでも広く実践されるべき

ものである。

(2) 外国人の人権

【質問15】は「外国人の人権」に関して「特に問題があると思う」ものを選択肢から答える設問（複数回答）である。回答割合が多かったのは「言葉や文化の違いから、社会とつながりにくいこと」（54.3%）、「保健・医療・福祉、防災、教育等の生活に必要な情報がわかりにくいこと」（38.7%）であった。これに関して、2020年3月に文部科学省が発表した「外国人の子どもの就学状況等調査結果」によれば、日本に住民票があり、小中学校の就学年齢に当たる外国籍の子どものうち、学校に通っているかどうか分からない「就学不明」の状態にある子どもが「2万2000人」あまりに昇る可能性があるという。外国人の子どもたちが学校に通えない（通わない）状態に置かれている主要因の一つとして、満足な日本語教育を受けられないため、授業中に日本語でおこなわれる先生の説明や板書を理解することができず、教室に居たたまれなくなってしまいう事情などがあるとされる。外国籍の子どもたちは日本の義務教育の対象では無いが、日本も批准している「国際人権規約（A規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）」の第13条には「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める」と定められており、希望する外国人の子どもたちに教育を提供することは国際法上の義務である。

本問では「就職、職場で日本人より悪く扱うこと」を選んだ回答も多かった（前回は11.0ポイント増の27.5%）。確かに、外国人労働者の多数を占めるのは、いわゆる「単純労働者」であり、労働権も十分に守られない不安定な就労を甘受させられている。1980年以降（特に1990年の入国管理法の改定以後）に来日した外国人を「ニューカマー」と呼ぶが、ニューカマー外国人の約2割までが、派遣社員など間接雇用で働いているとされる（これは日本全体の平均2.5%と比べて顕著に高い）。今般のコロナ禍によっても、相当数の外国人が失業や休業に追い込まれたことが危惧されている。

また、外国人の労働に関しては「技能実習生」制度が、特にアジア諸国出身の外国人実習生に、非人間的な労働を強いてきた（いる）ことも知られている。最低賃金に遠く及ばない低報酬で働かされた上に、逃走防止のため通帳や印鑑、キャッシュカードから、果てはパスポートや携帯電話まで取り上げられ、粗悪なアパート等で生活させられるような状況が各地に存在していた。引きつづき注視を要する問題である（*鈴木江理子「新型コロナウイルス感染症拡大と移民／外国人」前掲『ヒューマン・ライツ』、安田浩一『ルポ差別と貧困の外国人労働者』光文社、2010年、ほか）。

(3) インターネットによる人権侵害

2020年5月に、ネット配信番組に出演していたある女子プロレス選手が自死した。出演者の一人が、プロレスの衣装を誤って洗濯して使えなくしてしまい、そのことを理由に、同選手が相手を強く非難する場面が放送された。このシーンをめぐって、SNS上で「早く消えてくれよ」「吐き気がする」といった暴言・中傷が相次ぎ、その選手は「毎日100件近く率直な意見。傷付いたのは否定できなかったから」と投稿した後、みずから命を絶つたとされる。コロナ禍の「緊急事態宣言」によって世の中が沈鬱とする最中に報じられたこの事件は、大きな衝撃とともに受け止められ、SNS上での暴力的な投稿が改めて社会問題化するきっかけとなった。

今回の市民意識調査でも、さまざまな人権問題のなかから回答者が「関心のあるもの、重要と思われるもの」を選択する【質問10】において「インターネットによる人権侵害」を多くの人（46.7%）が選んでいる。さらに、「インターネットによる人権侵害」として「特に問題があると思われる」もの（複数回答）を尋ねた【質問18】を見ると、このプロレス選手の事件で論点になった選択肢が、前回よりも多く選ばれている。すなわち、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助

長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」（65.6%）、「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと」（37.0%）、「情報の発信者が匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと」（29.8%）である。このうち、とりわけ二つめの選択肢は、前回比で10ポイント強の増加となっており、市民の関心の高まりがうかがわれる。

この選択肢「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと」に関しては、上述の事件などをを受けて、関連法制度の改正が進められている。ネット上で匿名の誹謗中傷を受けた被害者が投稿者を特定しやすくするための制度の見直しで、これによって、投稿者の氏名等を開示請求する訴訟の負担が軽減され、被害者の救済と悪質な投稿の抑止を図ることがめざされている（2021年の通常国会において関連法の改正が見込まれている）。

なお、ネットの世界は、一見すると匿名のように感じても、実際には、さまざまな手法によって最終的には個人（発信者・投稿者）が特定される点で、確実に「足が付く」場である。インターネットにアクセスするたびに「ログ」と呼ばれる足跡（履歴）を残しているし、たとえ個人名や地域名などを伏せて投稿しても、投稿時間のパターンや投稿内の言葉づかい、写真の背景、制服のデザインなどから、投稿者個人が特定される（さらに場合によっては、投稿内容が問題視され、いわゆる「炎上、する」ケースも少なくはない。自他の人権（個人情報や名誉など）に対して、現実の（リアルな）社会と同様の慎重な配慮が必要だ）。

4 カウンターという希望——むすびに代えて

上述した「ヘイトスピーチ」の問題を追跡してきたジャーナリストの安田浩一は、コロナ禍に乗じて、在日コリアンなど外国人に対する差別や排撃の動きが随所で噴出する状況を憂慮しつつ、そこに「わずかな希望」も見出せるとして、次のように述べている。

たとえば東京や沖縄など各地で実施されたヘイトデモ・街宣——これらは「やつら」の思い通りにおこなわれたわけではない。そこには必ず、ヘイトに反対する人々の姿があった。／差別主義者が100人集まれば、その倍の人数が「カウンター」として沿道を埋める。ヘイトスピーチが路上で飛び交えば、即座に抗議の声がぶつけられる。（*安田浩一「コロナ禍の差別と排除」前掲『新型コロナウイルスと私たちの社会』）

在日コリアンに対するヘイトデモをおこなう集団が、聞くに堪えないような口汚い言葉を連呼する只中で、そのデモ隊を圧倒する数の人たちが、「帰れ」「帰れ」「レイシスト（人種差別主義者）は恥を知れ」と批判の声を上げたり、「（韓国と）仲よくしよう」や「差別はやめろ」といったプラカードを掲げて、デモ隊に向き合ったりするような光景が各地で見られるようになった。このようにヘイトデモに抗議する多数の人たちは「カウンター」（対抗集団）と呼ばれている、この「カウンター」の主体は、ヘイトスピーチの対象にされた在日コリアンでは無く、いわゆる日本人である。ヘイトデモに立ち向かう「カウンター」の人たちは、「在日の人びとを守る」というよりは、むしろ「差別に反対し、日本社会の公正さを守る」ことを任務として意識している、とも指摘される（*神原元『ヘイト・スピーチに抗する人びと』新日本出版社、2014年）。

コロナ禍においても、同じような光明を見いだせるケースがあった。2020年の夏、運動部の寮を中心に100人を超える集団感染が発生した高校には、確かに感染者に対する心ない言葉も投げつけられた。しかし同時に「誹謗中傷が多数あると聞き心が痛みました。全国には皆さんのことを応援してくれる人もたくさんいます」「病気には誰もがかかるもの。どうぞ皆様、愚かな人たちの愚かな中傷を気に留められませんかように」など、激励の手紙が多数届けられたという。同高校の

校長は「全体では中傷は1割にも達しません。世間には温かい目で見ってくれる人も多いのだと知りました。それは希望でした」と語っている（*毎日新聞2020年12月31日〈夜明けを待って／コロナ禍を歩く（連載第1回）〉）。

また、前節〔3-3〕では、匿名による言葉の刃によって、時として誰かを自死にまで追い詰めるような、負の側面に着目しておいたSNS（インターネット）であるが、このSNSもまた、別の場合には、差別に抵抗するための強力な武器となりうることもある。近時の好例は「#MeToo」運動であろう。「#MeToo」運動は、アメリカを発信地として、2017年の秋ごろから国際的な一大ムーブメントとなった。ハリウッド映画の大物プロデューサーによるセクハラ疑惑が新聞報道されたことをきっかけに、セクハラや性暴力の被害を受けた女性たちが「私も（MeToo）被害者だ」と名乗りでて加害者を告発する動きが、米国からヨーロッパ、アジアなどにも広がった。日本では、航空機の客室乗務員をはじめ、接客業や販売業、窓口業務といった業種において、ハイヒールやパンプスなど踵〔かかと〕の高い靴の着用が、一部の社内規則で女性社員に義務づけられていることに異議を申し立てる「#KuToo」運動（「靴」と「苦痛」をかけた命名）が2019年以降、大きな反響と賛同を呼んでいる。このようにハッシュタグ「#」を付してインターネット（ソーシャル・メディア）を通じて広がる社会運動は「ハッシュタグ・アクティヴィズム」とも呼ばれている。人種差別や性差別に抗議する運動などにおいて広く活用されている。

今回の意識調査結果の【質問2】では「あなたは、今、自分の人権が守られていると思いますか」という問いに対して、9割超（91.1%）の人たちが「守られている」（十分／ある程度）と回答している。これは、過去5年以内に人権侵害を受けたことは「ない」人が85.7%を占めた【質問4】とも適合する結果である。

だが、ひとまず「自分の身が守られている」という現状に安穩とするのでは不十分であるという気がする。身近なところで／社会において、差別や偏見、排撃や抑圧にさらされ、人知れず困窮し、苦吟する人たちがいる可能性にアンテナを張っておきたいものである。この点、この5年間に自分が他人の人権を傷つけたことがあると思うかを尋ねた【質問3】において、「他人の人権を傷つけたことはないと思う」と回答した人が前回比22.1ポイントも増えて53.4%と過半数を占め、逆に「他人の人権を傷つけたことがあると思う」「自分では気づかないが、傷つけたことがあるかもしれない」という回答が、前回比22.8ポイントも少ない44.9%にまで激減しているのが、やや気懸かりである。学校での「いじめ」問題においてよく指摘されるように、誰かが人権侵害に遭っているにもかかわらず、それを見逃していたり、見て見ぬふりをしていたりするという、問題を看過したり傍観することによる間接的な加担・関与を含めて、自己の（潜在的な）加害性に対して無自覚になっている可能性も否めない。

とはいえ、【質問1】を見ると、「あなたは、人権・同和問題に関心を持っていますか」という問いかけに、前回比8.6ポイント増の74.0%の人たちが「持っている」（非常に／ある程度）と答えており、人権課題に対する関心の高いことがうかがわれる。この人権・同和問題への関心から発して、ぜひとも私たちも、差別に対抗する「カウンター」の戦列に加わりたい。とはいえ、いきなりプラカードを持って街頭に出向くのは、ややハードルが高いかもしれない。それならば、中傷被害に遭っている人に手紙を書いたり、差別や暴力を告発するSNSの投稿に賛同するのも一策だ。それにもなかなか手を出せないようであれば、まずは、地域・社会や自分の身の回りで起きている人権や人格の尊厳を損なうような出来事を捕らえる感受力を研ぎ澄まし、それを周囲の人たちと話題にしたり、自分の中で義憤をたぎらせたりすることから始めてみよう。私たちのそれぞれが、それぞれの持ち場とやり方において、前述の「差別に反対し、日本社会の公正さを守る」という「カウター」的な雰囲気、を醸成していくことが、ウィズ／ポスト・コロナ時代の人権保障のために、ぜひとも必要である。

佐賀市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成17年10月1日
条例第113号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和对策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、根本的かつ速やかに部落差別の撤廃と人権の擁護を図り、もって人権尊重を基調とする明るく住みよい佐賀市の実現を目指すことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも差別を助長するような行為をしないよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために人権擁護意識の普及、高揚等の必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係団体との協力を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(補則)

第8条 この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

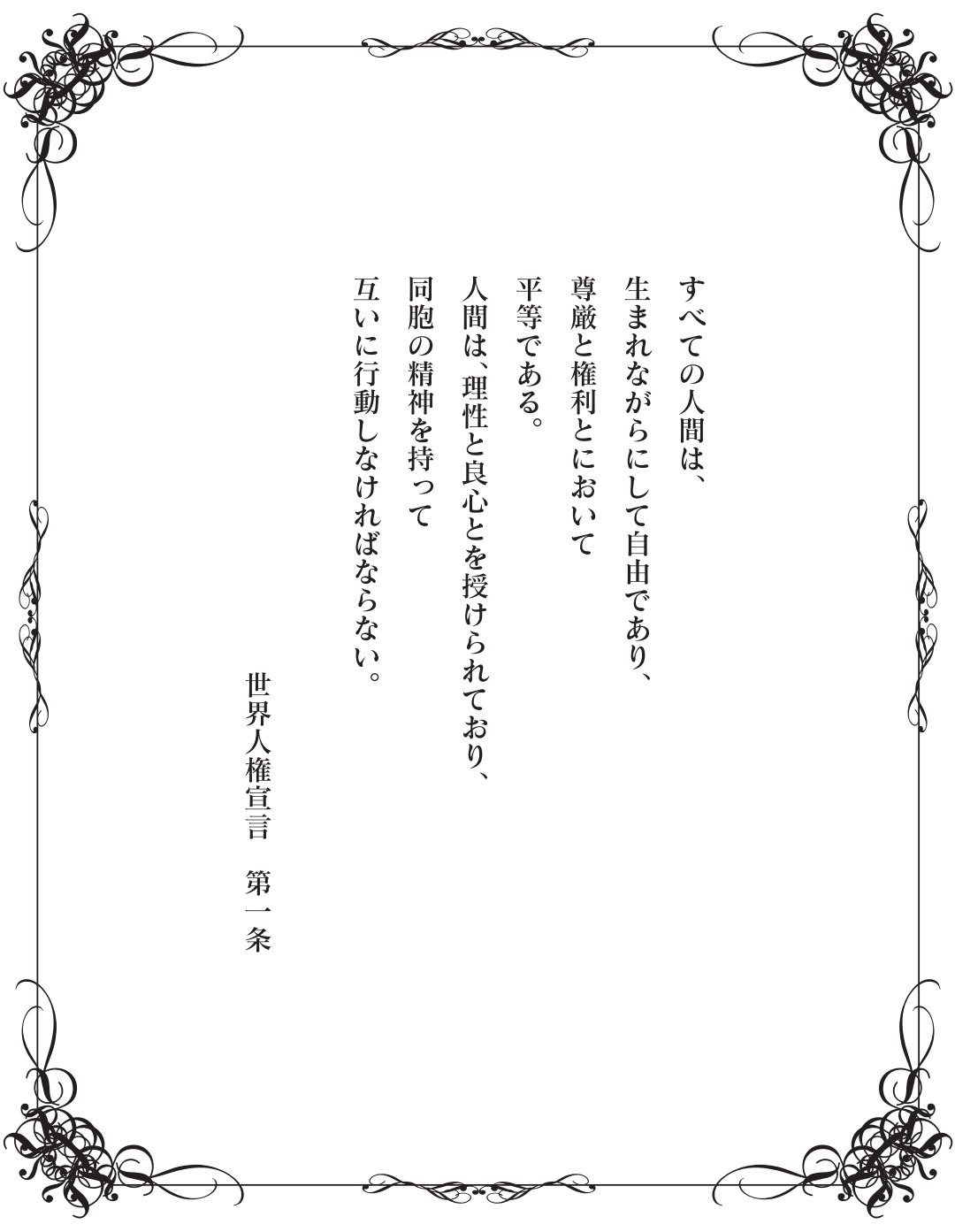
附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



すべての人間は、
生まれながらにして自由であり、
尊厳と権利とにおいて
平等である。
人間は、理性と良心とを授けられており、
同胞の精神を持って
互いに行動しなければならない。

世界人権宣言 第一条

人権・同和問題に関する
市民意識調査報告書
令和3年3月

発行 佐賀市
市民生活部 人権・同和政策・男女参画課
TEL 0952-40-7367
FAX 0952-34-4549
E-mail jinken@city.saga.lg.jp



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

